

東大和市障害者総合プラン

第4次障害者計画
第5期障害福祉計画
第1期障害児福祉計画

(素案)

平成30年度～平成32年度

東 大 和 市

目 次

第1章 総論	3
第1節 計画の概要	5
1 計画策定の趣旨	5
2 計画の位置づけ	5
3 計画の期間	6
第2節 計画策定の背景	7
1 障害者に関する施策の動向	7
2 障害者基本計画	10
3 障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定	11
第2章 理念と目標	13
1 計画の理念	15
2 計画の目標	16
3 重点施策	17
第3章 障害福祉をめぐる東大和市の状況	19
第1節 身体障害者、知的障害者、精神障害者の状況	21
1 身体障害者の状況	21
2 知的障害者の状況	23
3 精神障害者の状況	24
4 障害者数の推移	25
第2節 障害福祉サービスの利用の状況	26
第3節 障害者計画・障害福祉計画事前調査から	31
第4章 障害者に係る施策の展開	33
目標1 自立を支える基盤づくり	39
目標2 自立を支えるサービスの充実	43
目標3 ライフステージに対応した支援の充実	64
目標4 共生社会実現をめざした地域づくり	71
第5章 数値目標と確保のための方策(第5期東大和市障害福祉計画・ 第1期東大和市障害児福祉計画)	77
第1節 平成32年度の数値目標	79
第2節 障害福祉サービス等の見込量とその確保のための方策	88
1 訪問系サービス	88
2 日中活動系サービス	89
3 居住系サービス	93

4	相談支援サービス	95
第3節	障害児支援の見込量とその確保のための方策	96
1	児童発達支援	96
2	医療型児童発達支援	96
3	放課後等デイサービス	97
4	保育所等訪問支援	97
5	居宅訪問型児童発達支援	97
6	障害児相談支援	98
7	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置人数	98
第4節	地域生活支援事業の実施に関する事項	100
1	理解促進研修・啓発事業	100
2	自発的活動支援事業	100
3	相談支援事業	101
4	成年後見制度利用支援事業	102
5	成年後見制度法人後見支援事業	102
6	コミュニケーション支援事業	103
7	日常生活用具給付等事業	104
8	移動支援事業	104
9	地域活動支援センター	105
10	その他の事業	105
第6章	計画の実施と評価	109
1	障害のある人の地域生活支援の仕組み	111
2	関係機関・団体との連携	111
3	計画の進行管理	112

第1章

総論

第1章 総論

第1節 計画の概要

1 計画策定の趣旨

東大和市は、平成18年5月、障害者基本法に基づく障害者計画を包含する「第三次東大和市地域福祉計画」（計画期間：平成18年度から平成22年度）を策定し、また、平成19年3月には、障害者自立支援法に基づく「第1期東大和市障害福祉計画」（計画期間：平成18年度から平成20年度）を策定し、これらの計画により障害者施策を推進いたしました。

平成21年3月、第2期東大和市障害福祉計画を策定するに当たり、障害者計画と障害福祉計画を一体的な計画として、「第1次東大和市障害者計画 第2期東大和市障害福祉計画」（計画期間：平成21年度から平成23年度）を策定しました。

その後、平成24年3月に、「第2次東大和市障害者計画・第3期東大和市障害福祉計画」（計画期間：平成24年度から平成26年度）を策定、平成27年3月に、「第3次東大和市障害者計画・第4期東大和市障害福祉計画」（計画期間：平成27年度から平成29年度）を策定し、障害者施策を推進してまいりました。

平成28年に児童福祉法が改正され、障害児福祉計画の策定が義務付けられたため、計画期間終了に当たって、「第4次東大和市障害者計画・第5期東大和市障害福祉計画」と「第1期東大和市障害児福祉計画」を一体的な計画として、「東大和市障害者総合プラン」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 第4次東大和市障害者計画

障害者基本法第11条第3項の規定に基づく計画です。

(2) 第5期東大和市障害福祉計画

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条第1項の規定に基づく計画です。

(3) 第1期東大和市障害児福祉計画

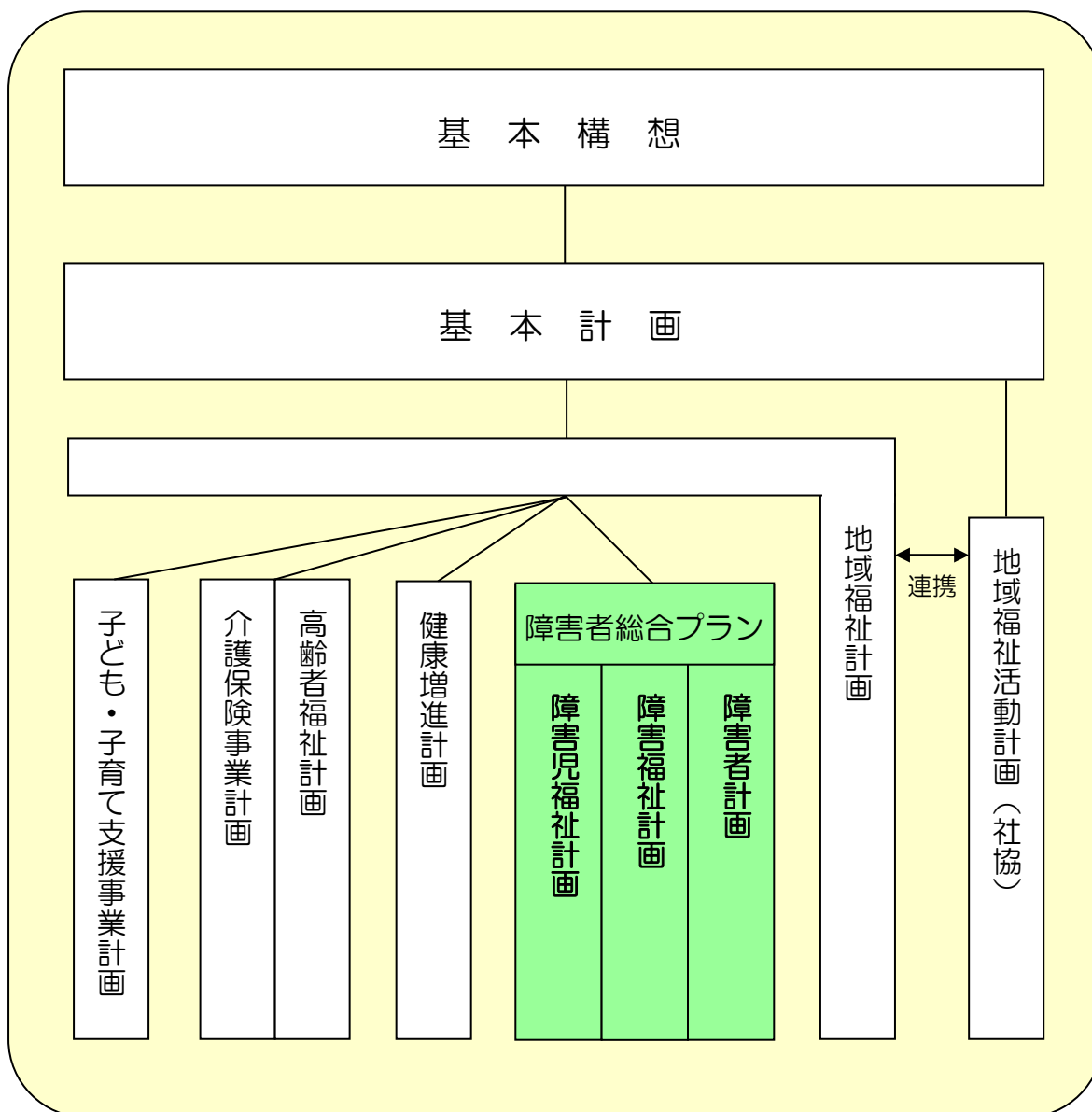
児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく計画です。

東大和市障害者総合プラン（第4次東大和市障害者計画・第5期東大和市障害福祉計画・第1期東大和市障害児福祉計画）は、東大和市第二次基本構想に即し、第五次地域福祉計画と調和を図り策定します。なお、第5期東大和市障害福祉計画・第1期東大和市障害児福祉計画は、障害福祉計画・障害児福祉計画策定に係る国の基本的な指針に即し、かつ障害（児）福祉計画の策定に向けた東京都の基本的考え方を踏まえた数値目標等を内容とするものです。

3 計画の期間

東大和市障害者総合プラン（第4次東大和市障害者計画・第5期東大和市障害福祉計画・第1期東大和市障害児福祉計画）は、障害児・者に係る計画として一体的に策定することから、障害福祉計画・障害児福祉計画策定のための国の基本的な指針に定める計画策定期間、期間及び見直し時期の規定と整合を図り、計画期間を平成30年度から平成32年度の3か年とします。なお、次期の計画である東大和市障害者総合プラン（第5次東大和市障害者計画・第6期東大和市障害福祉計画・第2期東大和市障害児福祉計画）については、計画期間を平成33年度から平成35年度の3か年とし、平成32年度中に策定します。

障害者総合プランと他の計画との関係図



第2節 計画策定の背景

1 障害者に関する施策の動向

(1) 障害者基本法

障害者基本法は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定めた法律で、昭和45年に議員立法により制定され、平成5年の改正で法律名も「障害者基本法」となりました。

平成16年の改正により、国・都道府県・市町村は、「障害者基本計画」を策定しなければならないこととされました。

平成23年の改正により次の事項が定められました。

- ①「障害者があらゆる分野において分け隔てられることなく、他者と共生することができる社会の実現」が法の目的として新たに規定されました。
- ②「障害」の範囲について、発達障害や難病などに起因する障害が含まれることを明確化する観点から、精神障害に「発達障害を含む。」と定義し、難病などに起因する障害については「その他の心身の機能の障害」に含むものとして整理されました。
- ③障害の有無にかかわらず共生する社会の実現を図るに当たって旨とするべき事項として、地域社会における共生、コミュニケーション手段の選択の機会の確保が、新たに規定されました。
- ④障害者の福祉に関する基本的施策は、近年の障害者施策の動向を踏まえ、医療、介護、教育、公共的施設のバリアフリー化、情報の利用におけるバリアフリー化、相談等について見直しがされたほか、療育、防災及び防犯、消費者としての障害者の保護、選挙などにおける配慮、司法手続きにおける配慮などの規定が新設されました。

(2) 障害者自立支援法

平成15年4月、支援費制度が導入され、障害者福祉サービスは、「措置制度」から、「契約に基づく制度」に大きく変更されました。しかし支援費制度は、急激に増加した利用者に対し財源保障がなされていないこと、旧来の身体障害者福祉法、知的障害者福祉法といった個別法に依拠していたことなどの課題を抱えて、制度開始早々から制度改革が検討され、その結果、平成18年4月、障害者自立支援法が施行されました。

障害者自立支援法には次の5つのねらいがあります。

- ①障害者の福祉サービスを一元化
- ②利用者本位のサービス体系に再編
- ③安定的な財源の確保
- ④障害者がもっと働ける社会の実現
- ⑤支給決定の透明化、明確化

なお、障害者自立支援法第88条により、市町村は「市町村障害福祉計画」を定めるものとされ、計画には、障害福祉サービス等の必要な見込量、見込量を確保するための方策を盛り込むと規定されました。

障害者自立支援法により、障害福祉サービスの利用について1割の負担が導入されたことは、障害当事者の反発を招き、施行後ほどなくして利用者負担が軽減され、以後改正が

繰り返されました。また、財源確保のため国庫負担基準額を設けたため、重度障害者に必要な介助量が支給されないという事態も招きました。

障害者自立支援法施行による生活への影響は大きく、全国各地で違憲訴訟が起こされました。違憲訴訟は、平成22年1月、厚生労働省との基本合意文書を締結して終結しました。基本合意書では、障害者自立支援法の廃止と新法の制定が約束されました。

これを受けて、平成22年12月、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、障害者自立支援法も、①障害の範囲の見直し ②利用者負担の見直し ③相談支援の充実 ④障害児支援の強化などに対応した改正がなされました。

(3) 障がい者制度改革推進会議での議論と「障害者総合支援法」

平成21年12月、障害者自立支援法への当事者からの異議申し立ての結果として新たな制度検討が求められたことと、「障害のある人の権利に関する条約（障害者権利条約）」の批准を目的とする国内法の整備の必要から「障がい者制度改革推進本部」が設置されました。その下に「障がい者制度改革推進会議」が設けられ、さらに障害者自立支援法後の新たな法の検討を目的に、「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」が設置されました。

平成23年8月、障害者総合福祉法(仮称)の骨格提言を総合福祉部会がまとめました。

これを受けて、平成24年6月、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が公布され、障害者自立支援法は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に改称され、平成25年4月（一部平成26年4月）に施行されました。

法律名改称に伴う改正の概要は、次のとおりです。

- ①平成23年8月に施行された改正障害者基本法の目的や基本原則を新法の基本理念として規定した。
- ②制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に新たに難病等を加え、障害福祉サービス等の対象とした。
- ③障害程度区分を障害支援区分に改め、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとした。
- ④障害者に対する支援として、重度訪問介護の対象拡大（重度の知的障害者・精神障害者も含む）、共同生活介護の共同生活援助への一元化、地域移行支援の対象拡大、地域生活支援事業の追加を行う。

(4) 障害者虐待防止法

平成23年6月、議員立法による「障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が成立、平成24年10月に施行されました。法では、障害者虐待を①養護者による虐待、②障害者福祉施設従業者等による虐待、③使用者による虐待と定義して、市町村、都道府県などの責務を規定しています。養護者による虐待では、通報を受けた市町村は、立入調査等で事実確認をし、必要に応じて被虐待者の一時保護等も行うこととされました。施設従業者等による虐待に対しては都道府県が、使用

者による虐待に対しては都道府県労働局が指導することとされました。また、虐待対応の窓口として、市町村の部局又は施設において「障害者虐待防止センター」、都道府県の部局又は施設において「障害者権利擁護センター」の機能を果たすようにすると規定されました。

(5) 障害者優先調達推進法

平成25年4月、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）が施行されました。

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、障害者の自立に資することを目的とするものです。

(6) 障害者雇用促進法の改正

平成25年6月、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、平成28年4月に施行されました。主な改正点は、次のとおりです。

- ①雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いを禁止する。
 - ②事業主に、障害者が働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることを義務づける。
 - ③法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える。
- さらに、平成30年4月から、法定雇用率の引き上げ等が行われます。

(7) 障害者差別解消法

平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が成立し、平成28年4月に施行されました。この法律では、主に次のことを定めています。

- ①国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を禁止すること。
- ②差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること。
- ③行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成すること。

(8) 障害者権利条約の批准

平成18年12月、国連において「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）が採択されました。国は、条約批准に向けた国内法の整備として、障害者基本法の改正、障害者自立支援法の改正と障害者総合支援法の施行、障害者雇用促進法の改正、障害者差別解消法の制定等を行い、平成26年1月、条約を批准、2月に発効しました。

障害者権利条約は、「すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」を目的としており、今後条約に基づいた取組が国内外で進められます。

(9) 障害者総合支援法の施行後3年を目途とした見直し

障害者総合支援法の附則において、同法の施行から3年後を目途として、検討を加え所要の措置を講ずるものとされました。見直しによる改正法は平成30年4月に施行され、主な改正点は次のとおりです。

- ①地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設
- ②就労定着に向けた支援を行う新たなサービス（就労定着支援）の創設
- ③重度訪問介護の訪問先の拡大
- ④高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用
- ⑤居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設
- ⑥保育所等訪問支援の支援対象の拡大

(10) 地域包括ケア強化法と共生型サービスの創設

地域共生社会の実現に向けて、「我が事」・「丸ごと」の地域づくりを育む仕組みへの転換を目指して、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（地域包括ケア強化法）が平成30年4月に施行されます。

これにより、高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスが位置づけられます。対象サービスとして、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等が想定されています。

2 障害者基本計画

(1) 障害者基本計画（第4次）の策定

国は現在、障害者基本法に基づく「障害者基本計画（第4次）」の策定作業を進めています。平成30年度から34年度までの5年間の計画期間中に講ずべき障害者施策の基本的方向について定めるものです。

(2) 障害者基本計画（第4次）の概要

障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法の基本原則（地域社会における共生、差別の禁止、国際的協調）にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する。

①各分野に共通する横断的視点

- ・障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保
- ・社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上
- ・当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- ・障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- ・障害のある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援
- ・PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

②施行の円滑な推進

- ・連携・協力の確保
- ・理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

3 障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定

(1) 国の基本的な指針

障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定は、国の基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）に即することとされ、第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画に係る指針が平成29年3月に告示されました。見直しのポイントは以下のとおりです。

①地域における生活の維持及び継続の推進

- ・地域生活支援拠点等の整備を一層進める。
- ・基幹相談支援センターの有効活用や設置を促進する。

②精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すことを明確にする。

③就労定着に向けた支援

就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所や家族との連絡調整等の支援を行うサービスが創設されることを踏まえ、職場定着率を成果目標に追加する。

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築する。
- ・ライフステージに対応した切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の構築を図る。

⑤「地域共生社会」の実現に向けた取組

高齢者、障害者、児童等の福祉サービスについて、相互にまたは一体的に利用しやすくなる仕組みを作っていく方向性を盛り込む。

⑥発達障害者支援の一層の充実

地域の実情に応じた体制整備を計画的に図るため、発達障害者支援地域協議会設置の重要性を盛り込む。

(2) 障害（児）福祉計画の策定に向けた東京都の基本的考え方

東京都は、東京都が策定する障害（児）福祉計画に関し、東京都障害者施策推進協議会において、「障害（児）福祉計画の策定に向けた論点整理（案）」を示しました。

<東京都の障害（児）福祉計画の基本理念>

東京都は、障害者総合支援法の基本理念を踏まえて、自らの生活の在り方や人生設計について、障害者自身が選び、決め、行動するという、「自己選択・自己決定」の権利を最大限に尊重するとともに、意思決定の支援を適切に受けられるよう配慮し、障害者が必要な支援を受けながら、障害者でない者と等しく、人間としての尊厳をもって地域で生活できる社会の実現を目指して、障害者施策を計画的かつ総合的に推進する。

基本理念Ⅰ 全ての都民が共に暮らす地域社会の実現

基本理念Ⅱ 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現

基本理念Ⅲ 障害者がいきいきと働ける社会の実現

第2章

理念と目標

第2章 理念と目標

1 計画の理念

第3次東大和市障害者計画・第4期東大和市障害福祉計画では、計画の理念を次のように定めました。

**『障害のある人の人権が尊重され、
障害のある人もない人も、共に生きていけるまち東大和』**

これは、平成23年に改正された障害者基本法第1条の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」との基本理念を踏まえ、その後、平成26年1月に批准された障害者権利条約が掲げる地域社会における共生を目指して、定めたものであります。

その後、児童福祉法の改正により障害児福祉計画の策定が義務付けられ、障害児の重層的な地域支援体制の構築が必要であるとされました。一方、障害者総合支援法施行後3年を目途とした見直しの中では、高齢障害者への円滑な支援の観点から共生型サービスの創設が示されています。また、国の基本指針の基本理念の中に、「地域共生社会の実現に向けた取組」が盛り込まれました。

このようなことから、①障害児から高齢障害者までのあらゆる世代 ②共生型社会の実現を計画の理念の中で重きを置く視点として、東大和市障害者総合プラン（第4次障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画）では、計画の理念を次のように定めます。

**『障害のある人もない人も、
すべての人がお互いを尊重し支えあう、共生社会の構築を』**

2 計画の目標

本計画では、理念を実現するために次の4つの目標を掲げます。

目標1 自立を支える基盤づくり

障害のある人の人権が尊重され地域で自立した生活を送ることができるよう、差別解消や権利擁護のための施策を推進します。また、障害のある人が必要なサービスを適切に受けられるよう、その基盤となる相談支援体制の整備、関係機関のネットワーク構築を図ります。

目標2 自立を支えるサービスの充実

障害者総合支援法に基づいた障害福祉サービス等については、障害福祉計画に数値目標等を定めてサービスの充実に努めます。その他、在宅障害者のための各種サービスの充実に努めます。また、医療費助成、障害者手当の支給等を通して、障害のある人の経済的自立を支援します。

目標3 ライフステージに対応した支援の充実

障害の早期発見、幼児期や学齢期に必要な支援、就労、地域生活など、障害のある人の年齢に応じてさまざまな課題があります。それらの課題に応えるために、行政をはじめとした地域の関係機関が連携し、ライフステージに対応した一貫した支援を実施するよう努めます。また、障害のある人の学習機会を保障し、社会参加のための支援を行います。

目標4 共生社会実現をめざした地域づくり

障害のある人、障害のない人が分け隔てなく共に生きていくためには、障害のある人や障害に対する偏見や差別、社会的障壁（バリア）をなくす必要があります。そのため、障害のある人や障害についての理解と認識を深めるための各種啓発活動の推進、障害特性に配慮したバリアフリー化、障害のある人にとって安全・安心なまちづくりを進め、自助・共助のまちづくりにも取り組みます。

3 重点施策

本計画の期間中に、特に重点的に取り組む項目として、以下の重点施策を掲げます。

重点施策 1 障害者の権利擁護、理解促進のための施策

知的障害のある方や精神障害のある方の多くは、日常生活で差別や偏見を感じています。共生社会実現のために、障害のある方の権利擁護や、障害のある方への理解促進を進める施策に取り組んでいきます。

- 障害者差別解消法の周知、法に基づく取組を進めていきます。
- 障害者理解促進のための取組を進めていきます。
- 障害者虐待防止法の周知、法に基づく取組を進めていきます。
- 成年後見制度等、権利擁護事業の周知と利用促進に取り組みます。

重点施策 2 地域で安心して暮らし続けるための施策

現在、家族と暮らし支援を受けながら生活をしている方の中には、支援者である家族の高齢化や自身の障害の重度化により、今までのような暮らしを続けられるのか不安に思っている方が多くいます。障害のある方が地域で安心して暮らし続けるための施策を重点的に進めていきます。

- 生活介護や就労継続支援等の日中活動の場の整備・充実を図ります。
- グループホームの整備・充実を図ります。
- 短期入所や宿泊型自立訓練を活用して、自立生活の体験の場を確保します。
- 地域生活支援拠点等の整備のため、地域活動支援センターの相談機能の強化を図るとともに、基幹相談支援センターについて検討します。

重点施策 3 障害者の経済的自立と就労のための施策

障害のある方にとって、経済的自立は大きな課題です。とりわけ精神障害のある方の中には、就労を希望しながら、就労が困難な方がいます。近年、障害者の一般就労は大きく進んでいますが、さらなる支援が必要です。

- 障害者就労支援事業を通じた一般就労者の増加に努めます。
- 地域開拓促進事業を通して、一般企業の雇用促進、就労希望者の掘り起こしに努めます。
- 障害者就労施設における工賃アップの取組を支援します。

第3章

障害福祉をめぐる 東大和市の状況

第3章 障害福祉をめぐる東大和市の状況

第1節 身体障害者、知的障害者、精神障害者の状況

1 身体障害者の状況

身体障害者数（表－1）は、平成28年度2,645人で、前年度比18人（0.7%）の減ですが、平成24年度から34人（1.3%）増えています。年齢別では、65歳以上の方が、平成24年度から133人（7.8%）増え、1,832人で全体の69.3%を占めています。

表－1 身体障害者数の推移（各年度3月31日現在）

（単位：人）

障害等級	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	934	953	957	956	941
18歳未満	32	35	35	37	39
65歳未満	334	323	310	308	289
65歳以上	568	595	612	611	613
2級	405	411	406	398	404
18歳未満	14	14	13	14	14
65歳未満	155	152	136	132	137
65歳以上	236	245	257	252	253
3級	428	429	416	416	410
18歳未満	8	10	10	9	8
65歳未満	115	110	100	97	100
65歳以上	305	309	306	310	302
4級	573	593	600	601	597
18歳未満	7	5	6	6	5
65歳未満	159	146	140	137	127
65歳以上	407	442	454	458	465
5級	124	120	122	128	126
18歳未満	5	4	4	3	2
65歳未満	45	43	43	48	43
65歳以上	74	73	75	77	81
6級	147	149	154	164	167
18歳未満	4	6	3	4	5
65歳未満	34	37	40	45	44
65歳以上	109	106	111	115	118
合計	2,611	2,655	2,655	2,663	2,645
18歳未満	70	74	71	73	73
65歳未満	842	811	769	767	740
65歳以上	1,699	1,770	1,815	1,823	1,832

障害別（表－２）では、肢体不自由が１，３８７人で５２．４％。次いで内部障害が８２６人で、３１．２％を占めています。等級別では、１級・２級の重度障害者が、１，３４５人で全体の５０．９％を占めています。

過去５年間の推移（表－３）では、平成２４年度から平成２８年度までの間で、聴覚障害が２４人、内部障害が２９人の増で、聴覚障害の増加割合が高くなっています。

表－２ 障害別身体障害者数（平成２９年３月３１日現在）

（単位：人、％）

障害区分・等級		１級	２級	３級	４級	５級	６級	合計	構成比 (総数)
肢体不自由	総数	316	289	275	360	100	47	1,387	52.4
	児童	28	6	4	2	1	3	44	
視 覚	総数	47	43	13	13	26	10	152	5.8
	児童	0	2	0	1	1	0	4	
聴 覚	総数	12	59	25	54	0	110	260	9.8
	児童	0	6	2	0	0	2	10	
音声・言語	総数	2	2	11	5	0	0	20	0.8
	児童	1	0	0	0	0	0	1	
内部障害	総数	564	11	86	165	0	0	826	31.2
	児童	10	0	2	2	0	0	14	
合 計	総数	941	404	410	597	126	167	2,645	100.0
	児童	39	14	8	5	2	5	73	
構成比（総数）		35.6	15.3	15.5	22.6	4.7	6.3		

※児童は１８歳未満で内数。

表－３ 障害別身体障害者数の推移（各年度３月３１日現在）

（単位：人）

障害等級		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
肢体 不自由	総数	1,412	1,427	1,414	1,410	1,387
	児童	43	45	43	45	44
視 覚	総数	144	146	145	152	152
	児童	4	4	4	4	4
聴 覚	総数	236	241	244	252	260
	児童	8	9	9	10	10
音声・ 言語	総数	22	22	23	22	20
	児童	1	1	1	1	1
内部 障害	総数	797	819	829	827	826
	児童	14	15	14	13	14
合 計	総数	2,611	2,655	2,655	2,663	2,645
	児童	70	74	71	73	73

※児童は１８歳未満で内数。

2 知的障害者の状況

知的障害者数（表－４）は、平成２８年度７００人で、前年比３２人（４．８％）の増、平成２４年度からは、１３７人（２４．３％）増えています。

等級別では、平成２４年度から、１～３度の方の増が２９人なのに対し、４度の方が１０８人増えており、軽度の方の増加が著しい状況にあります。

表－４ 知的障害者数の推移（各年度３月３１日現在）

（単位：人）

障害等級	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1 度	26	27	28	29	32
18 歳未満	5	6	7	10	11
65 歳未満	20	20	20	19	21
65 歳以上	1	1	1	0	0
2 度	161	168	168	172	172
18 歳未満	42	45	42	42	44
65 歳未満	118	118	122	126	124
65 歳以上	1	5	4	4	4
3 度	135	137	139	144	147
18 歳未満	30	28	27	25	24
65 歳未満	98	101	103	112	117
65 歳以上	7	8	9	7	6
4 度	241	268	293	323	349
18 歳未満	62	71	80	93	98
65 歳未満	175	190	203	216	237
65 歳以上	4	7	10	14	14
合 計	563	600	628	668	700
18 歳未満	139	150	156	170	177
65 歳未満	411	429	448	473	499
65 歳以上	13	21	24	25	24

3 精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳は、2年間の有効期間のある手帳です。精神障害者保健福祉手帳の認定有効期間のある人を精神障害者とした場合、表－5のとおりとなります。平成24年度から平成28年度の5年間で、143人（25.4%）と増加が続いています。

また、自立支援医療（精神通院）の認定有効期間のある人も、5年間で155人（12.1%）増えています。

表－5 精神障害者数の推移（各年度3月31日現在） (単位：人)

障害等級	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	52	42	44	42	46
2級	347	344	378	385	410
3級	165	186	209	246	251
合計	564	572	631	673	707

※精神障害者数は、年齢別のデータはありません。

表－6 自立支援医療（精神通院）の認定有効期間のある人（各年度3月31日現在） 単位：人

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
自立支援医療（精神通院）の認定有効期間のある人	1,282	1,270	1,324	1,371	1,437

4 障害者数の推移

東大和市の人口は、平成27年をピークとし、以降は微減となっており、平成37年には84,700人となることを見込まれています。一方、老年人口（65歳以上）は年々増加し、構成比率は、平成29年3月末の26.0%から、平成37年には、27.1%になるとの見通しです（見込数値は、国立社会保障・人口問題研究所の公表推計による）。

障害者数は、毎年50人前後増加しており、人口は微減傾向であるものの、高齢化の進行や知的障害者、精神障害者の増加傾向を勘案すると、平成29年度以降もしばらくの間、増加していくことが予測されます。

なお、表-7の障害者数は、身体・知的・精神障害の手帳所持者数による推移であり、障害者基本法等で「障害」の範囲と規定した発達障害や難病などに起因する障害があり、障害者手帳を所持していない方は含まれません。これらの方を加えると、実際の障害者数は、さら増えるものと思われます。

表-7 全障害者数の推移（各年度3月31日現在）

（単位：人）

年度	総人口	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数	合計
平成15年度	79,960	2,039	352	-	2,391
平成16年度	79,978	2,145	363	-	2,508
平成17年度	79,977	2,223	384	-	2,607
平成18年度	81,288	2,285	416	268	2,969
平成19年度	81,977	2,346	443	245	3,034
平成20年度	82,218	2,393	457	238	3,088
平成21年度	82,734	2,447	488	392	3,327
平成22年度	83,413	2,496	502	444	3,442
平成23年度	83,567	2,565	530	492	3,587
平成24年度	84,671	2,611	563	564	3,738
平成25年度	85,382	2,655	600	572	3,827
平成26年度	86,092	2,655	628	631	3,914
平成27年度	86,044	2,663	668	673	4,004
平成28年度	85,857	2,645	700	707	4,052

第2節 障害福祉サービスの利用の状況

表-8 居宅介護の利用実績（各年度1月当たりの利用人数、利用時間）（単位：人、時間）

障害 種別	サービス区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
		利用人数	利用人数	利用人数	利用人数	利用人数
		利用時間	利用時間	利用時間	利用時間	利用時間
身体 障害	身体介護	18	15	18	15	18
		320	311	304	334	310
	家事援助	31	28	25	23	22
		445	348	295	277	291
	通院介助 (介護なし)	2	2	3	4	4
		13	17	21	19	9
	通院介助 (介護あり)	12	10	9	13	15
		38	34	27	47	52
	重度訪問介護	21	13	12	14	13
		4,696	4,338	4,183	4,211	3,914
	同行援護 (介護なし)	8	7	12	10	9
		94	99	157	102	57
同行援護 (介護あり)	11	9	9	15	17	
	197.5	203	210	307	386	
知的 障害	身体介護	9	12	11	12	11
		142	201	167	151	134
	家事援助	7	8	8	10	11
		86	89.5	80	77	89
	行動援護	1	2	2	2	2
		4	29	27	28	19
	通院介助 (介護なし)	1	3	4	3	4
		7	5.5	9	5	7
	通院介助 (介護あり)	10	11	10	11	10
		26	31.5	31	27	29
障害 児	身体介護	6	4	5	8	8
		100	36	38	89	107
	家事援助	7	5	6	5	6
		87	35	42	40	50
	通院介助 (介護あり)	0	1	2	3	4
		0	3	9	7	6
	同行援護 (介護あり)	0	1	1	1	0
		0	6.5	7	3	0

	行動援護	1	1	0	0	0
		10	1	0	0	0
精神障害	身体介護	4	4	6	5	3
		10	9	12	19	10
	家事援助	26	32	29	30	33
		139	169	149	155	156
	通院介助 (介護なし)	2	2	5	3	4
		0.3	3	10	4	3
難病患者	家事援助	—	2	2	1	1
		—	23	13	13	12
	通院介助 (介護あり)	—	1	1	0	0
		—	4	1	0	0

※難病患者は、平成 25 年度から障害福祉サービスの対象となりました。

表－9 短期入所の利用実績（各年度の延べ利用人数、利用日数）（単位：人、日）

障害種別	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	延利用人数	延利用人数	延利用人数	延利用人数	延利用人数
	利用日数	利用日数	利用日数	利用日数	利用日数
成人 (18 歳以上)	375	425	501	504	512
	2,157	2,681	3,176	3,005	3,515
障害児 (18 歳未満)	126	115	146	151	138
	929	606	788	1,207	1,023

表－10 グループホーム、ケアホームの利用実績（各年度末の利用人数）（単位：人）

障害種別	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
知的障害者 グループホーム	6	3	64	78	73
知的障害者 ケアホーム	45	47	—	—	—
精神障害者 グループホーム	7	10	11	12	8

※ケアホームは、平成 26 年 4 月からグループホームに統合されました。

表－11 施設系支援の利用実績（各年度末の利用人数）（単位：人）

施設種別	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
生活介護	128	137	138	144	141
就労継続支援 B 型	262	280	298	293	292
就労移行支援	7	12	18	16	10
自立訓練	9	9	8	8	9
療養介護	14	13	13	12	12
施設入所支援	45	47	46	46	46

表－１２ 移動支援の利用実績（各年度１月当たりの利用人数、利用時間） （単位：人、時間）

障害種別	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	利用人数	利用人数	利用人数	利用人数	利用人数
	利用時間	利用時間	利用時間	利用時間	利用時間
身体障害	18	17	18	20	21
	125	144	161	216	204
知的障害	79	84	87	100	121
	885	913	954	1,070	1,099
障害児	28	34	35	38	47
	244	242	238	237	241
精神障害	4	4	4	4	5
	16	3	16	21	40

表－１３ 障害福祉サービス等事業所利用状況（平成 28 年度実績）

	市内			市外	
	登録事業所数	利用事業所数	利用者数	利用事業所数	利用者数
障害福祉サービス	109	73	1,092	340	596
居宅介護	14	12	81	9	22
重度訪問介護	12	6	9	7	5
同行援護	7	7	18	5	6
行動援護	3	1	1	1	1
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0
生活介護	5	5	46	59	99
自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	1	0	0	5	9
宿泊型自立訓練	1	0	0	1	1
就労移行支援	1	0	0	9	13
就労継続支援 A 型	0	0	0	9	9
就労継続支援 B 型	12	12	187	46	102
療養介護	1	1	3	5	9
短期入所	4	4	45	19	41
共同生活援助	32	9	41	28	39
施設入所支援	0	0	0	38	46
児童発達支援	1	1	18	4	5
放課後等デイサービス	2	2	44	20	41
相談支援	7	7	477	71	140
障害児相談支援	6	6	122	4	8
地域生活支援事業	16	12	138	15	47
移動支援	13	10	130	13	37
日中一時支援	3	2	8	2	10

※この表は、第 5 章において障害福祉サービス等の見込量とその確保のための方策を定めることから、市内の事業所の整備及び利用状況を把握するための資料です。

1 人の方が複数事業所を利用している場合は、それぞれカウントするので、表 8～表 1 2 の利用人数とは異なる場合があります。

第3節 障害者計画・障害福祉計画事前調査

1 調査の概要

(1) 調査の目的

「第4次東大和市障害者計画・第5期東大和市障害福祉計画」を策定するに当たり、障害のある方の生活状況やサービスの利用状況、施策に対するご意見・ご要望等を把握し、計画策定及び今後の障害者施策の推進に役立てることを目的として実施しました。

(2) 調査対象者

平成28年12月1日現在、東大和市にお住まい（市外の施設やグループホーム入居者も含む）の「身体障害者手帳」「愛の手帳」「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちの方及び「難病患者福祉手当」を受給されている方

配布数：4,011人

(3) 実施方法

郵送配布・郵送回収

(4) 実施期間

平成28年12月13日～平成28年12月29日

(5) 調査項目

- 日常生活及び介助の状況について
- 住まいや生活について
- 健康や医療について
- 就学・就業のことについて
- 外出について
- 障害福祉サービスの利用について
- 福祉や生活に関する相談・情報入手について
- 災害時の避難・対策等について
- 障害者の権利擁護、理解促進
- 今後の施策について

2 調査の結果

(1) 回収結果

対象者	配布数	有効回収数	回収率
身体障害者手帳の所持者	2,439 人	1,344 人	55.1%
愛の手帳の所持者	596 人	259 人	43.5%
精神障害者保健福祉手帳の所持者	655 人	268 人	40.9%
難病患者福祉手当の受給者	321 人	133 人	41.4%
合 計	4,011 人	2,004 人	50.0%

(2) 調査の活用

調査の結果については、本計画の各分野の取組項目の設定等において、参考にしました。調査結果の詳細は、別冊「東大和市障害者計画・障害福祉計画策定のためのアンケート調査結果報告書」を参照ください。

第4章

障害者に係る 施策の展開

障害者に係る施策の体系

目標 1 自立を支える基盤づくり

- 1 障害者に対する差別の解消及び権利擁護の推進……………39
 - ①障害者差別解消法に基づく取組 【重点施策1】
 - ②障害者虐待防止対策の実施 【重点施策1】
 - ＜参考＞相談・支援体制の充実★
- 2 相談支援体制の充実……………40
 - ①身体障害者、知的障害者の援護の実施
 - ②身体・知的相談員の設置
 - ③精神保健福祉相談（一般相談）
 - ④精神保健福祉手帳の申請受理
 - ⑤高次脳機能障害者の相談支援の充実
 - ⑥難病患者の相談支援の充実
 - ⑦発達障害者の相談支援の充実
 - ⑧障害児者の介護者への相談支援の充実
- 3 関係機関のネットワーク構築……………42
 - ①個別支援会議の開催
 - ②精神保健福祉関係者連絡会の開催
 - ③事業所連絡会の設置・運営

目標 2 自立を支えるサービスの充実

- 1 介護給付費・訓練等給付費の利用支援……………43
 - ①障害者総合支援法の制度の周知と利用支援
 - ②審査会の設置と認定調査の実施
 - ③障害福祉サービスへの苦情対応
 - ④事業所・サービス提供者の育成
 - ⑤サービス事業所への指導体制の整備
 - ⑥福祉サービス第三者評価受審支援
 - ＜参考＞福祉サービス苦情相談窓口の運営★
利用者の立場に立ったサービスの推進★
- 2 介護給付費（訪問系サービス）の支給……………45
 - ①居宅介護
 - ②重度訪問介護
 - ③同行援護

- ④行動援護
- ⑤重度障害者等包括支援

3 介護給付費・訓練等給付費（日中活動系サービス）の支給……………46

- ①生活介護 【重点施策2】
- ②自立訓練 【重点施策3】
- ③就労移行支援 【重点施策2】
- ④就労継続支援 【重点施策2】
- ⑤就労定着支援 【重点施策3】
- ⑥療養介護
- ⑦短期入所 【重点施策2】

4 介護給付費・訓練等給付費（居住系サービス）の支給……………48

- ①共同生活援助（グループホーム） 【重点施策2】
- ②施設入所支援
- ③自立生活援助

5 相談支援給付費の支給……………49

- ①計画相談支援
- ②地域移行支援
- ③地域定着支援

6 児童福祉法に基づく給付費の支給……………50

- ①児童発達支援
- ②医療型児童発達支援
- ③放課後等デイサービス
- ④保育所等訪問支援
- ⑤居宅訪問型児童発達支援
- ⑥障害児相談支援

7 地域生活支援事業の実施……………51

- ①理解促進・啓発事業 【重点施策1】
- ②自発的活動支援事業
- ③相談支援事業の実施 【重点施策2】
- ④基幹相談支援センターの設置 【重点施策2】
- ⑤地域自立支援協議会の設置・運営
- ⑥基幹相談支援センター等機能強化事業 【重点施策2】
- ⑦住宅入居等支援事業
- ⑧成年後見制度利用支援事業 【重点施策1】
- ⑨成年後見制度法人後見支援事業

- ⑩コミュニケーション支援事業
- ⑪日常生活用具給付等事業
- ⑫移動支援事業
- ⑬地域活動支援センター事業 【重点施策2】
- ⑭訪問入浴サービス事業
- ⑮就職支度金給付事業
- ⑯日中一時支援事業
- ⑰自動車運転免許取得費の助成事業
- ⑱自動車改造費の助成事業
- ⑲住宅設備改善費の給付

8 在宅障害者支援事業の実施.....57

- ①重度脳性麻痺者介護事業
- ②福祉タクシー事業
- ③ガソリン費助成事業
- ④電話料助成事業
- ⑤寝具乾燥等事業
- ⑥家具転倒防止器具取付事業
- ⑦おむつ支給事業
- ⑧緊急通報システム事業
- ⑨火災安全システム事業
- ⑩食事サービス事業
- ⑪身体障害者補助犬の貸与事業
- ⑫都営交通無料乗車券の発行
- ⑬中等度難聴児発達支援事業

9 医療費助成・補装具費の給付・在宅医療サービスの実施.....60

- ①自立支援医療（更生医療）給付費の給付
- ②自立支援医療（育成医療）給付費の給付
- ③自立支援医療（精神通院）医療費助成の申請受理
- ④心身障害者（児）医療費助成
- ⑤難病等医療費助成の申請受理
- ⑥小児精神障害者入院医療費助成の申請受理
- ⑦補装具費の給付
- ⑧障害者の歯科診療の実施

10 手当等の支給.....62

- ①心身障害児福祉手当
- ②心身障害者福祉手当
- ③難病患者福祉手当

④原爆被爆者見舞金

目標3 ライフステージに対応した支援の充実

1 保育・療育・教育の充実……………64

- ①発達障害の早期発見と支援
- ②障害のある児童の保育
- ③障害のある児童の療育事業
- ④障害のある児童の学童保育
- ⑤就学相談の充実
- ⑥特別支援教育の推進
- ⑦都立特別支援学校との連携強化
- ⑧障害のある子どもの支援体制の構築

2 就労の支援……………67

- ①障害者就労支援事業の充実 【重点施策3】
- ②市役所内実習、職場体験実習 【重点施策3】
- ③福祉就労から一般就労への移行促進 【重点施策3】
- ④障害者優先調達推進法に基づく調達の推進 【重点施策3】
- ⑤障害者就労施設への支援 【重点施策3】
- ⑥市内事業者における雇用の促進 【重点施策3】

3 生涯学習と社会参加の支援……………69

- ①学習機会の保障
- ②障害者青年教室の開催
- ③障害者向け図書館サービス
- ④スポーツ・レクリエーション活動の充実

目標4 共生社会実現をめざした地域づくり

1 障害者理解の推進……………71

- ①障害者週間の周知及び取組 【重点施策1】
- ②障害者理解のための啓発活動 【重点施策1】
- ③精神保健福祉普及運動の周知
- ④精神保健講演会の実施
- ⑤学校における交流及び共同学習等
- ＜参考＞福祉教育の推進★

2 障害特性に配慮したバリアフリー化の推進……………73

- ①視覚障害者・聴覚障害者への情報提供の充実
- ②市主催事業等への手話通訳者の設置
- ③市ホームページにおける情報アクセシビリティの向上
- ④障害特性に応じた投票環境の整備
- ⑤パソコン講習会の実施

3 安全・安心なまちづくり……………75

- ①都営住宅建替え整備に関する要請
 - ②ヘルプカードを活用した取組
 - ③防犯・防災のための自助や共助の取組
 - ④ボランティアの育成
- ＜参考＞災害時要配慮者対策の推進★
安心と安全を守る環境づくりの推進★
公共建築物および公園・道路などの公共施設の整備★
移送サービスの整備★

※★印のある項目は、第五次東大和市地域福祉計画に掲載している項目で障害者施策に関連する項目です。

第4章 障害者に係る施策の展開

目標1 自立を支える基盤づくり

障害のある人が地域で自立した生活を送るために必要なサービスが適切に受けられるよう、差別解消や権利擁護のための施策を推進します。また、その基盤となる相談支援体制の整備、関係機関のネットワーク構築を図ります。

1 障害者に対する差別の解消及び権利擁護の推進

障害の有無に分け隔てられることのない共生社会の実現のため、障害を理由とする差別の解消に努めるとともに、障害のある人が自らの権利を適切に行使できるよう、権利擁護事業の利用を推進します。また、障害者虐待防止対策に取り組めます。

《主な取組》

整理番号	内 容	28年度実施状況	32年度目標	担当課
項 目				
1-1 障害者差別 解消法に基 づく取組 重点施策1 【修正】	平成28年4月に施行された障害者差別解消法の規定に基づき、障害を理由とする不当な差別的扱いを行わないとともに、障害者への合理的配慮を行います。また、障害のある方、市職員、民間事業者及び市民に対して法の周知に努めます。	当事者を講師として招いた研修会の実施やリーフレット配布等による周知活動を行ったため。 障害のある方の申し出に応じた対応や想定した準備等を各課が行ったため。	障害者差別解消法に基づく取組の実施	障害福祉課 各課
1-2 障害者虐待 防止対策の 実施 重点施策1 【継続】	障害者虐待防止センターで障害者虐待の通報に対する対応及び虐待防止のための周知・啓発を適切に行います。 また、東大和市高齢者等虐待防止地域ネットワーク会議を通して関係機関の連携強化を図ります。	障害者虐待防止センターを設置し、通報受理を行い、迅速に対応することができたため。 研修参加者のニーズに沿った研修会を実施し、参加者からも好評であったため	虐待防止対策の拡充	障害福祉課

《参考》第五次地域福祉計画における関連する取組

取組項目	内 容
相談・支援体制の充実	①社会福祉協議会が実施している成年後見活用あんしん生活創造事業による、成年後見制度の利用相談を推進します。 ②社会福祉協議会が実施している地域権利擁護事業による、地域に暮らす困りごとのある方への支援を推進します。

2 相談支援体制の充実

身体障害者、知的障害者、精神障害者への相談支援体制を充実させるとともに、高次脳機能障害者や難病患者等への相談体制の整備、必要な施策の検討を進めます。

《主な取組》

整理番号	内 容	28 年度実施状況	32 年度目標	担当課
項 目				
2-1 身体障害者、知的障害者の援護の実施 【継続】	身体障害者手帳、愛の手帳（東京都療育手帳）を交付された方や家族の相談に応じ、障害のある方個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえ、適切なサービスが利用できるよう支援します。	身体障害者の相談支援 1,375 件 知的障害者の相談支援 241 件	適切な援護の実施	障害福祉課
2-2 身体・知的障害者相談員の設置 【継続】	障害のある当事者、家族または支援者が相談員となり、身近な地域で、障害のある人の日常生活や各種サービス利用等の相談に応じます。	身体障害者相談員 4 人 相談件数 503 件 知的障害者相談員 3 人 相談件数 21 件	相談活動の充実	障害福祉課
2-3 精神保健福祉相談（一般相談） 【継続】	通院している在宅精神障害者及びその家族を対象に生活相談、医療相談、福祉相談、社会復帰施設の利用や助言、あっせんの相談を行います。 なお、未治療・治療中断等の医療に関する相談や、酒害・薬物問題、児童・思春期等の問題、対応困難事例への対応と、専門相談については、多摩立川保健所と連携を図ります。	相談件数 683 件	適切な相談支援の実施	障害福祉課
2-4 精神保健福祉手帳の申請受理 【継続】	精神障害のため長期にわたり日常生活、社会生活に制限がある方が交付される手帳の申請受理、交付及び相談を行います。	申請受理件数 438 件	手帳交付を通じた相談の充実	障害福祉課
2-5 高次脳機能障害者の相談支援の充実 【継続】	事故や脳血管障害などにより脳が損傷を受けた結果、高次脳機能障害となり、生活に支障を来す場合があります。 東京都は、心身障害者福祉センターを高次脳機能障害者の支援拠点と定め、生活や就労などの相談・支援、区市町村や関係機関への助言・情報提供を行うとともに、地域の関係機関による支援のネットワークづくりを進めています。 市は、高次脳機能障害についての情報の提供を行うとともに、相談に適切に対応していきます。	相談件数 18 件 東京都心身障害者センターが開催した「平成 28 年度区市町村高次脳機能障害者相談支援研修会」及び「東京都北多摩西部医療圏高次脳機能障害支援普及事業圏域連絡会」に参加し、支援者のスキルアップに努めた。	相談支援の充実	障害福祉課

<p>2-6 難病患者の 相談支援の 充実</p> <p>【継続】</p>	<p>難病患者医療費助成の申請受理事務に際して、難病についての周辺相談に応じます。 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の利用に係る支援を行います。 在宅療養中の方については、保健所と連携して支援をします。</p>	<p>相談件数 4件</p>	<p>相談支援の 充実</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>2-7 発達障害者 の相談支援 の充実</p> <p>【修正】</p>	<p>発達障害と思われる相談を受け、適切に情報提供を行うとともに、必要に応じて医療機関や障害福祉サービスの利用につなげます。 また、発達障害者支援連絡会を通して、庁内関係機関と情報交換を行い、相談支援の充実を図ります。</p>	<p>相談件数 21件 庁内の関係機関の担当者を構成員とした「発達障害者支援連絡会」を2回開催し、本市における発達障害者支援の課題について検討した。</p>	<p>相談支援の 充実</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>2-8 障害児者の 介護者への 相談支援の 充実</p> <p>【新規】</p>	<p>障害児・者を介護している方に対して、障害、介護、制度等についての情報提供を行うとともに、介護負担を軽減するため、相談支援を行います。</p>	<p>(参考) 総合福祉センターは～とふるにおいてケアラー(介護者)支援事業を実施した。</p>	<p>相談支援の 充実</p>	<p>障害福祉課</p>

3 関係機関のネットワーク構築

障害のある人の地域生活における課題を解決し、ニーズに応えるために、相談支援機関、福祉サービス事業所、医療・教育関係者等のネットワークを重層的に構築することを目指します。

《主な取組》

整理番号	内 容	28年度実施状況	32年度目標	担当課
項 目				
3-1 個別支援会議の開催 【継続】	困難ケースへの対応が必要な場合等、随時、関係機関に呼びかけて個別支援会議を開催します。	随時、個別支援会議を開催した。	関係機関の連携強化	障害福祉課
3-2 精神保健福祉関係者連絡会等の開催 【修正】	地域における精神障害者への支援のため、保健、医療、福祉関係者による協議の場として、関係機関の連絡会議（精神保健福祉関係者連絡会）及び地域生活支援センター・市の二者会、保健所・地域生活支援センター・市の三者会を定期的に開催します。 また、地域自立支援協議会とも連携して精神障害者の支援を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉関係者連絡会 6回開催 ・二者会 12回開催 ・三者会 12回開催 	連携の推進	障害福祉課
3-3 事業所連絡会の設置・運営 【修正】	障害福祉サービスが適切に提供されるよう、事業種別ごとの連絡会を設置し、サービスの質の向上を図ります。 また、連絡会で出された課題等を地域自立支援協議会につなげていきます。 現在、居宅系（東大和市訪問居宅事業者連絡会）、居住系（障害者グループホーム事業所連絡会）、相談支援（地域自立支援協議会相談部会）を定期的に実施しています。その他の事業については、随時実施します。	<p>事業所連絡会を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住系：6回開催 <p>※相談支援事業所の連絡会は、地域自立支援協議会相談部会として実施した。</p> <p>※居宅系サービス事業所連絡会については、東大和市訪問居宅事業者連絡会（つじネットワーク）に合流した。</p>	障害福祉サービスの向上	障害福祉課

目標2 自立を支えるサービスの充実

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づいた障害福祉サービス等については、障害福祉計画・障害児福祉計画に数値目標等を定めてサービスの充実に努めます。その他のサービスについても充実に努めます。

また、医療費助成、障害者手当の支給等を通して、経済的自立を支援します。

1 介護給付費・訓練等給付費の利用支援

介護給付費・訓練等給付費の給付を受けるために必要な障害支援区分の判定や認定調査を公正に行います。また、サービス提供事業所の運営が健全になされるよう、指導・助言及び支援を行います。

《主な取組》

整理番号	内 容	28年度実施状況	32年度目標	担当課
項 目				
1-1 障害者総合支援法の制度の周知と利用支援 【継続】	障害のある人の日常生活を支える基本的な制度である障害者総合支援法について、障害のある人、家族及び事業者等に必要な情報の提供を行い、制度の周知と利用支援を行います。 制度の利用に際しては、障害のある人や家族からの相談に応じ、一人ひとりの心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえ、適切なサービスが利用できるよう支援します。	市報、ホームページ、障害福祉課の窓口で制度の周知に努めた。 サービス利用については、窓口で相談に応じるとともに、指定相談支援事業所等と連携を図ってサービス利用の支援を行った。	継続	障害福祉課
1-2 審査会の設置と認定調査の実施 【継続】	障害者総合支援法の規定に基づき、障害支援区分の判定を中立・公正かつ専門的な立場で行う障害支援区分判定審査会を設置し、審査判定業務を行います。 判定の根拠となる障害支援区分の認定調査については、専門研修を修了した市職員が行います。	審査会委員数 12人 開催回数 12回 審査件数 113件	継続	障害福祉課
1-3 障害福祉サービスへの苦情対応 【継続】	事業者に対する苦情に適切に対応できるよう、地域福祉権利擁護事業や東京都に設置されている福祉サービス運営適正化委員会の活用等の周知に努めます。	サービスへの苦情について随時対応しました。	継続	障害福祉課
1-4 事業所・サービス提供者の育成 【新規】	障害福祉サービス等の利用者が安心してサービスを利用できるよう、事業者からの事業開始等の相談に応じるとともに、障害福祉サービス等の提供者の育成を図ります。	—	事業所やサービス提供者の育成	障害福祉課

<p>1-5 サービス事業所への指導検査体制の整備</p> <p>【継続】</p>	<p>東京都が行う指導検査への立会等を通じて、事業者への指導を実施します。</p> <p>東京都の支援策等を活用して、指導検査に必要なノウハウを蓄積するとともに、指導検査体制の充実を図ります。</p>	<p>東京都の指導検査への立会い 3回</p>	<p>指導検査体制の充実</p>	<p>福祉推進課</p>
<p>1-6 福祉サービス第三者評価受審支援</p> <p>【修正】</p>	<p>日中活動系サービス、グループホーム及び短期入所事業所について、東京都の補助や加算を活用して受審を支援します。</p>	<p>受審事業所数 1か所</p>	<p>受審事業所の増</p>	<p>障害福祉課</p>

《参考》第五次地域福祉計画における関連する取組

取組項目	内 容
福祉サービス苦情相談窓口の運営	<p>社会福祉協議会が設置している「あんしん東大和」により、福祉サービス利用に際しての苦情相談への対応を図ります。</p> <p>また、弁護士等専門的見地から対応する第三者委員会により、利用者が安心して福祉サービスを利用できるよう支援に努めます。</p>
利用者の立場に立ったサービスの推進	<p>①福祉サービス第三者評価システムについて、広く普及に努め、利用者本位の福祉サービスの実現を推進します。</p> <p>②健全な運営による福祉サービスの提供を推進するため、社会福祉法人に対し指導検査を行います。</p>

2 介護給付費（訪問系サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）の支給

日常生活を支える訪問系サービスを適切に支給します。また、提供体制の確保に努めます。

《主な取組》

整理番号	内 容	28 年度実施状況	32 年度目標	担当課
項 目				
2-1 居宅介護 【継続】	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。障害支援区分1以上の方（障害児はこれに相当する状態）が対象となります。	実利用者数 153 人 利用時間 1,267 時間 (1月当たり)	利用者数 175 人 利用時間 1,450 時間 (1月当たり)	障害福祉課
2-2 重度訪問 介護 【継続】	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常に介護を必要とする方に、自宅での入浴や排せつ、食事などの介護や外出時の移動支援を総合的にを行います。原則、障害支援区分4以上の方が対象となります。	実利用者数 14 人 利用時間 3,913 時間 (1月当たり)	利用者数 18 人 利用時間 5,200 時間 (1月当たり)	障害福祉課
2-3 同行援護 【継続】	視覚障害により、移動困難な方に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の外出時に必要な支援を行います。	実利用者数 26 人 利用時間 442 時間 (1月当たり)	利用者数 38 人 利用時間 560 時間 (1月当たり)	障害福祉課
2-4 行動援護 【継続】	知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する方に介助や外出時の移動の支援などを行います。障害支援区分3以上で行動障害のある方が対象となります。	実利用者数 3 人 利用時間 19 時間 (1月当たり)	利用者数 4 人 利用時間 40 時間 (1月当たり)	障害福祉課
2-5 重度障害者 等包括支援 【継続】	常時介護を要する障害のある人で特に介護の必要な程度が高いと認められた方に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。障害支援区分6以上で意思疎通が著しく困難である等の方が対象となります。	実利用者数 0 人 (1月当たり)	利用者数 0 人	障害福祉課

3 介護給付費・訓練等給付費（日中活動系サービス：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所）の支給

日常生活を支える日中活動系サービスを適切に支給します。また提供体制の確保に努めます。

《主な取組》

整理番号	内 容	28年度実施状況	32年度目標	担当課
3-1 生活介護 重点施策2 【継続】	常に介護が必要な人に、おもに日中に施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会を提供します。障害支援区分が区分3以上（入所の場合は区分4以上）または50歳以上の区分2以上（入所の場合は区分3以上）の方が対象となります。	実利用者数 141人 (内訳) 入所系 44人 通所系 97人	利用者数 169人 (内訳) 入所系 43人 通所系 126人	障害福祉課
3-2 自立訓練 重点施策2 【継続】	○機能訓練…身体障害者を対象に、自立した日常生活ができるよう、一定の期間（標準期間18か月）、身体機能向上のために必要な訓練を行います。 ○生活訓練…知的障害者、精神障害者を対象に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間（標準期間24か月、長期入所者の場合36か月）、生活能力向上のために必要な訓練を行います。	実利用者数 9人 (内訳) 機能訓練 0人 生活訓練 9人	利用者数 18人 (内訳) 機能訓練 0人 生活訓練 18人	障害福祉課
3-3 就労移行支援 重点施策3 【継続】	一般就労を希望する方に、一定期間（標準期間24か月）、就労に必要な知識や能力を向上させる訓練や、適性にあった職場開拓、職場定着のために必要な支援を行います。	実利用者数 10人	利用者数 20人	障害福祉課
3-4 就労継続支援 重点施策2 【継続】	A型…企業等に就労することが困難な方に、雇用契約に基づき、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。 B型…企業等に就労することが困難な方に、雇用契約は結ばず、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。	実利用者数 300人 (内訳) A型 8人 B型 292人	利用者数 356人 (内訳) A型 16人 B型 340人	障害福祉課
3-5 就労定着支援 重点施策3 【新規】	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した方に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間（最長3年間）にわたり行います。	—	利用者数 9人	障害福祉課

<p>3-6 療養介護 【継続】</p>	<p>医療を必要とし、常に介護を必要とする方に、昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行います。</p>	<p>実利用者数 12人</p>	<p>利用者数 13人</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>3-7 短期入所 重点施策2 【継続】</p>	<p>自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。</p>	<p>実利用者数 54人 (内訳) 福祉型 37人 医療型 17人 利用日数 378日 (1月当たり) (内訳) 福祉型 240日 医療型 138日</p>	<p>利用者数 70人 (内訳) 福祉型 49人 医療型 21人 利用日数 460日 (1月当たり) (内訳) 福祉型 280日 医療型 180日</p>	<p>障害福祉課</p>

4 介護給付費・訓練等給付費（居住系サービス：共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援、自立生活援助）の支給

日常生活を支える居住系サービスを適切に支給します。また、提供体制の確保に努めます。

《主な取組》

整理番号	内 容	28 年度実施状況	32 年度目標	担当課
項 目				
4-1 共同生活援助（グループホーム） 重点施策2 【継続】	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他日常生活上の援助を行います。	グループホーム 実利用者数 81 人 (内訳) 知的障害者 73 人 精神障害者 8 人	利用者数 109 人 (内訳) 知的障害者 96 人 精神障害者 13 人	障害福祉課
4-2 施設入所支援 【継続】	施設に入所する方に、入浴や排せつ、食事の介護等を提供します。	実利用者数 46 人	利用者数 43 人	障害福祉課
4-3 自立生活援助 【新規】	施設等に入所していた方で一人暮らしを行う際に、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。	—	利用者数 2 人	障害福祉課

5 相談支援給付費の支給

障害のある人が適切に障害福祉サービスを利用できるよう、サービス利用計画案の作成等を行うための相談支援給付費（計画相談支援）を支給します。また、施設入所者等が円滑に地域移行できるよう、必要に応じて相談支援給付費（地域移行支援、地域定着支援）を支給します。

《主な取組》

整理番号	内 容	28 年度実施状況	32 年度目標	担当課
項 目				
5-1 計画相談 支援 【継続】	障害福祉サービスの支給決定を受ける場合または変更する場合に、サービス利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。	実利用者数 96 人 (1 月当たり)	利用者数 115 人 (1 月当たり)	障害福祉課
5-2 地域移行 支援 【継続】	施設入所者または精神科病院に入院している方が地域移行をするために、住居の確保、事業所への同行等の支援を行います。	実利用者数 0.3 人 (1 月当たり)	利用者数 2 人 (1 月当たり)	障害福祉課
5-3 地域定着 支援 【継続】	居宅で単身等の地域生活が不安定な障害のある人に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態に訪問等をして支援を行う。	実利用者数 0 人	利用者数 3 人 (1 月当たり)	障害福祉課

6 児童福祉法に基づく給付費の支給

障害児支援の強化を図るため、平成24年4月の法改正により、障害のある児童を対象とした施設や事業の根拠法令が児童福祉法に一本化されました。障害種別ごとに分かれていた施設は、通所・入所の利用形態別に一元化され、地域の障害のある児童やその家族の支援にも対応する児童発達支援等のサービスも創設されました。

通所や在宅のサービスについては、市が支給するとされたため、サービスを適切に支給するとともに、提供体制の確保に努めます。

《主な取組》

整理番号	内 容	28年度実施状況	32年度目標	担当課
項 目				
6-1 児童発達支援 【継続】	障害のある児童に対し、施設において、日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練を提供します。	利用者数 24人	利用者数 40人 (1月当たり)	障害福祉課
6-2 医療型児童発達支援 【継続】	医療的なケアが必要な障害のある児童に対し、施設において、日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練を提供します。	利用者数 0人	利用者数 0人 (1月当たり)	障害福祉課
6-3 放課後等デイサービス 【継続】	学校就学中の障害のある児童に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練や創作的活動、地域交流の機会の提供等を行います。	利用者数 76人	利用者数 120人 (1月当たり)	障害福祉課
6-4 保育所等訪問支援 【継続】	障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与します。	利用者数 0人	利用者数 10人 (1月当たり)	障害福祉課
6-5 居宅訪問型児童発達支援 【新規】	外出が困難な重度の障害等の状態にある障害児に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。	—	利用者数 2人 (1月当たり)	障害福祉課
6-6 障害児相談支援 【継続】	障害児通所支援を利用する障害のある児童に対し、サービスの支給決定を受ける場合または変更する場合に、サービス利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。	利用者数 23人 (1月当たり)	利用者数 34人 (1月当たり)	障害福祉課

7 地域生活支援事業の実施

障害のある人が、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者総合支援法に基づいた「東大和市地域生活支援事業」を実施します。

法により必須とされている「理解促進研修・啓発事業」「自発的活動支援事業」「相談支援事業」「成年後見制度利用支援事業」「成年後見制度法人後見支援事業」「コミュニケーション支援事業」「日常生活用具給付等事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター事業」に加え、「訪問入浴サービス事業」「就職支度金給付事業」「日中一時支援事業」「自動車運転免許取得費助成事業」「自動車改造費助成事業」「住宅設備改善事業」を行います。

地域生活支援事業と自立支援給付のサービスは、障害者の地域生活での自立と社会参加を支援する上で両輪となるものです。市では、今後も様々なニーズを踏まえ、必要なサービスの実施を検討していきます。

《主な取組》

整理番号 項目	内 容	28 年度実施状況	32 年度目標	担当課
7-1 理解促進研修・啓発事業 重点施策1 【継続】	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある方が日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去するため、障害のある方への理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけをします。 ○市民を対象に障害者への理解を深めるための催し（障害者理解促進事業等）を実施します。また、障害者週間に合わせて、障害者理解・啓発のためのパネル展示等を行います。 	<p>障害者週間に合わせて、市役所ロビーでパネル展の実施や、肢体不自由に対する理解促進として、中央公民館ホールで子ども向けに障害者スポーツの体験やクイズ等を行った。</p> <p>来場者 50 人</p>	継続	障害福祉課
7-2 自発的活動支援事業 【修正】	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある方が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある方、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。 ○障害団体等が行う市民を対象とした自発的活動や催しについて、総合福祉センターは～とふると連携して、市民に広く周知する支援を行います。 	<p>地域における自発的な取組について随時相談に応じるとともに、障害団体等が行う催しについて、市報や窓口で周知支援した。</p>	継続	障害福祉課
7-3 相談支援事業の実施 重点施策2	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉サービス及び社会資源の利用に関する相談・助言・紹介、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のための援助、地域自立支援協議会の運営等を行います。 ○対象者：障害のある人、障害のある児童の保護者または障害のある人の介護を行う方等 	<p>精神障害者地域生活支援センターにおいて相談支援を行いました。</p> <p>延利用者数 6,726 件</p> <p>平成 28 年 10 月から東大和市総合福祉センターは～とふるが開設され、身体・知的障</p>	利用件数の増	障害福祉課

【継続】		<p>害者地域活動支援センターにおいて相談支援を行った。</p> <p>延利用者数 1,424件</p>		
<p>7-4 基幹相談支援センターの設置</p> <p>重点施策2</p> <p>【修正】</p>	<p>○地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体・知的・精神障害者の相談支援に関する業務を総合的に行う基幹相談支援センターの設置について検討します。</p>	未実施	設置	障害福祉課
<p>7-5 地域自立支援協議会の設置・運営</p> <p>【継続】</p>	<p>○地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場として市が設置します。</p> <p>○構成メンバー：相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障害者関係団体、学識経験者等</p>	<p>委員数 15人</p> <p>全体会 4回 生活部会 3回 就労部会 3回 相談部会 12回 防災・防犯部会 3回</p> <p>その他、各部会においてセミナー等の実施あり</p>	継続	障害福祉課
<p>7-6 基幹相談支援センター等機能強化事業</p> <p>重点施策2</p> <p>【修正】</p>	<p>○専門的な相談支援等を要する困難ケースの援助を行うことなどを目的に、社会福祉士、精神保健福祉士等専門的職員を配置し相談機能強化を図ります。</p>	<p>精神障害者地域生活支援センターにおいて相談支援を行った。</p> <p>延利用者数 6,726件</p> <p>平成28年10月から総合福祉センターは～とふるが開設され、身体・知的障害者地域活動支援センターにおいて相談支援を行った。</p> <p>延利用者数 1,424件</p>	利用者数の増	障害福祉課
<p>7-7 住宅入居等支援事業</p> <p>【継続】</p>	<p>○不動産業者に対する物件斡旋依頼、家主等との入居契約の支援、居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整等を行います。</p> <p>○対象者：民間賃貸住宅への入居を希望する障害のある人で保証人がいない等の理由により入居が困難な方</p>	未検討	検討	障害福祉課

<p>7-8 成年後見制度利用 支援事業</p> <p>重点施策1 【継続】</p>	<p>○成年後見制度の申立てに要する費用（鑑定費用、登記手数料、後見人の報酬の全部または一部）を助成します。</p> <p>○対象者：知的障害者福祉法、精神保健福祉に基づく手続きを要する方</p>	<p>助成 1件</p>	<p>助成 4件 市長申立て以外の者への助成を検討。</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>7-9 成年後見制度法人 後見支援事業</p> <p>【継続】</p>	<p>○成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図る。</p> <p>○市における法人後見のあり方等の検討を進めていく。</p>	<p>・法人後見活動支援のための体制づくりのための予算要望を行っている。</p> <p>・市と社会福祉協議会との間に連絡会を行っている。</p> <p>・都の説明会に出席し、「成年後見制度利用促進法基本計画」に係る情報を収集している。</p>	<p>検討</p>	<p>障害福祉課 福祉推進課</p>
<p>7-10-1 コミュニケーション 支援事業（手話 通訳者等の派遣）</p> <p>【継続】</p>	<p>○手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行います。</p> <p>○対象者：聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害のある人</p>	<p>派遣回数 手話通訳者 147回 要約筆記者 4回 実利用者数 手話通訳 21人 要約筆記 2団体</p>	<p>実利用者数 手話通訳 25人 要約筆記 6人</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>7-10-2 コミュニケーション 支援事業(点訳、 音訳事業)</p> <p>【修正】</p>	<p>○視覚障害のため情報取得に困難な障害のある人に対し、音声に吹き替えた市報・こうみんかんだより・東大和市議会だよりを希望者に配付します。その他の市の発行物について、音声化を庁内各部署に呼びかけます。</p> <p>○対象者：視覚障害者</p>	<p>実利用者数 市報 22人 声のこうみんかんだより 6件</p>	<p>実利用者数 36人</p>	<p>秘書広報課 中央公民館 議会事務局</p>
<p>7-10-3 コミュニケーション 支援事業(手話 通訳者設置事業)</p> <p>【継続】</p>	<p>○公共施設等に手話通訳者を設置します。</p> <p>○対象者：聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある方</p> <p>平成23年4月から、市役所庁舎内に設置しました。毎週金曜日の午前9時から午後5時まで。</p>	<p>利用件数 153件 利用延人数 99人</p>	<p>延利用者数 (年間) 190人</p>	<p>障害福祉課</p>

<p>7-10-4 コミュニケーション支援事業(奉仕員養成研修事業)</p> <p>【継続】</p>	<p>一般市民を対象とした手話講習会を実施し、ボランティアの育成と手話技術の向上を図ります。 平成25年度から手話通訳者(手話奉仕員)養成講座を市の事業として実施しています。</p>	<p>手話講習会実施 修了者数 初級 39人 中級 21人 上級 22人 養成講座 受講者数 9人 認定審査合格者数 3人 市登録手話通訳奉仕員数 12人</p>	<p>手話通訳奉仕員登録者数 16人</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>7-11 日常生活用具給付等事業</p> <p>【継続】</p>	<p>○障害のある人が日常生活を容易にするための日常生活用具を購入した場合に、その用具の購入に要する費用を支給します。 ○対象者：東大和市障害者地域生活支援事業規則に定める障害のある人</p>	<p>給付件数 2,220件</p>	<p>給付件数 2,432件</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>7-12 移動支援事業</p> <p>【継続】</p>	<p>○屋外での移動が困難な障害のある人が、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際に介護者を派遣して移動を支援します。 ○対象者：屋外の単独移動が困難な知的障害者または精神障害者、視覚障害者(同行援護の対象者は除く)及び補装具費の支給対象となった車いすを利用する1級及び2級の身体障害者</p>	<p>実利用者数 194人 利用時間 1,583時間 (1月当たり)</p>	<p>利用者数 230人 利用時間数 1,750時間 (1月当たり)</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>7-13 地域活動支援センター事業</p> <p>重点施策2</p>	<p>基礎的事業として、創作的活動、生産活動の機会の提供等、社会との交流促進の支援を行う事業を実施します。 また、基礎的事業に加え、地域活動支援センターI型では、専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進の啓発事業等を実施します。 精神障害者地域生活センターウエルカムにおいて精神障害者を対象に、総合福祉センターは〜とふるにおいて、身体障害者、知的障害者を対象に実施します。</p>	<p>I型 ○精神障害者地域生活支援センターにおいて、地域活動支援センター事業を実施した。 実利用者数 126人 延利用者数 6,015人 ○平成28年10月から総合福祉センターは〜とふるが開設され、身体・知的障害者地域活動支援センターにおいて、地域活動支援センター事業を実施した。 実利用者数 226人 延利用者数 1,456人</p>	<p>実利用者数 390人</p>	<p>障害福祉課</p>

		<p>Ⅱ型 みのり福祉園において、地域活動支援センター事業を実施した。 実施回数：150回 契約者数：34人 延利用者数：571人</p> <p>※みのり福祉園は平成28年9月末をもって閉園し、地域活動支援センター事業の機能を、東大和市総合福祉センターは～とふるに移行した。</p>		
<p>【修正】</p>				
<p>7-14 訪問入浴サービス事業</p> <p>【継続】</p>	<p>○入浴困難な在宅の重度障害者に対して、週1回入浴巡回車を派遣し、組立式浴槽による入浴のサービスを実施します。</p> <p>○対象者：身体障害者手帳1、2級及び愛の手帳1、2度の入浴困難な在宅の障害のある人</p>	<p>実利用者数 19人</p> <p>利用回数 673回</p>	<p>利用者数 23人</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>7-15 就職支度金給付事業</p> <p>【継続】</p>	<p>○施設に入所または通所している障害のある人が、就職等により施設を退所する場合に就職支度金を給付します。</p> <p>○対象者：就労移行支援または就労継続支援を受けている方及び身体障害者福祉法に基づく措置で障害者施設等で更生訓練を受けている方</p>	<p>支給人数 0人</p>	<p>給付者数 6人</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>7-16 日中一時支援事業</p> <p>【継続】</p>	<p>○障害のある人に対し事業者の施設等において日中一時的に排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。</p> <p>○対象者：学齢児以上の障害のある人</p>	<p>登録事業箇所数 10箇所</p> <p>実利用者数 36人</p>	<p>実施箇所数 11箇所</p> <p>利用者数 52人</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>7-17 自動車運転免許取得費の助成事業</p> <p>【継続】</p>	<p>○自動車運転免許を取得する障害のある人に対して、運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。</p> <p>○対象者：身体障害者手帳3級以上（内部障害4級以上、下肢、体幹障害5級以上）の方または愛の手帳所持者で適正試験に合格している方で所得制限内のもの</p>	<p>助成者数 0人</p>	<p>助成者数 3人</p>	<p>障害福祉課</p>

<p>7-18 自動車改造費の助成事業</p> <p>【継続】</p>	<p>○自己の所有する自動車の操向装置及び駆動装置の改造が必要な障害のある人に対し、自動車の改造に要する費用の一部を助成します。</p> <p>○対象者：上肢、下肢、体幹に係る障害を有する身体障害者で、1級または2級の方</p>	<p>助成者数 2人</p>	<p>助成者数 3人</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>7-19 住宅設備改善費の給付</p> <p>【継続】</p>	<p>○重度の身体障害者が日常生活の利便を図るため、その居住する家屋の住宅設備を改善した場合に、改善に要する費用を限度額内において助成する。</p> <p>○対象者：</p> <p>①中規模改修：学齢児以上65歳未満の下肢または体幹に係る障害が2級以上の方及び補装具費の支給対象となった車椅子を利用している内部障害者</p> <p>②屋内移動設備設置：学齢児以上で、上肢、下肢または体幹に係る障害が1級以上の方で歩行ができない状態にあるもの及び補装具費の支給対象となった車椅子を利用している内部障害者</p>	<p>給付件数 3件</p>	<p>給付件数 8件</p>	<p>障害福祉課</p>

8 在宅障害者支援事業の実施

障害のある人が、地域で自分らしく豊かに生活することができるよう日常生活を支援します。

《主な取組》

整理番号	内 容	28 年度実施状況	32 年度目標	担当課
項 目				
8-1 重度脳性麻痺者介護事業 【継続】	在宅の重度脳性麻痺者に対して、介護人が、家事援助、身体介護、移動支援などの援助を行います。	利用者数 7 人	継続	障害福祉課
8-2 福祉タクシー事業 【継続】	○市と契約した福祉タクシーを利用することができる利用券（500円）を、月5枚を単位として交付します。 ※ガソリン費助成との併給は不可。 ○対象者：上肢・聴覚障害2級以上、視覚・下肢・体幹・内部障害3級以上の身体障害者手帳または3度以上の愛の手帳の交付を受けた方	助成対象者数 989 人 助成枚数 39,926 枚	継続	障害福祉課
8-3 ガソリン費助成事業 【継続】	○日常生活のために所有する自動車等に給油をしたガソリン費の一部を助成します。 ※福祉タクシーとの併給は不可 ○対象者：上肢・聴覚障害2級以上、視覚・下肢・体幹・内部障害3級以上の身体障害者手帳または3度以上の愛の手帳の交付を受けた方で自動車を所有する方または、当該障害者のために使用する自動車の所有者で、障害者と生計を一にする方	助成対象者数 644 人	継続	障害福祉課
8-4 電話料助成事業 【継続】	○コミュニケーション及び緊急連絡を目的に電話料（基本料金と通話料300円まで）を助成します。 ○対象者：18歳以上で聴覚障害者または2級以上の身体障害者手帳の交付を受けた方で、外出困難な方	利用者数 貸与 6 人 助成 6 人	継続	障害福祉課
8-5 寝具乾燥等事業 【継続】	○乾燥は、原則1人につき月1回乾燥車により、水洗いは、原則1人につき年2回集配により実施します。 ○対象者：障害者単身世帯または障害者夫婦を含む世帯（子どもが成人している場合を除く）で、1級～3級（「聴覚または平衡機能の障害」、「音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害」を除く）の身体障害者手帳または1度～3度の愛の手帳の交付を受けている方で、寝具の自然乾燥が困難な方	乾燥 5 世帯 水洗 4 世帯	継続	障害福祉課

8-6 家具転倒防止器具取付事業 【継続】	○家具転倒防止器具の取付をすることにより、障害者の生命・財産を地震災害から守ります。 ○対象者：2級以上の身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方みの世帯	取付者数 4世帯	継続	障害福祉課
8-7 おむつ支給事業 【継続】	○紙おむつ（1か月当たり45枚以内）を支給します。尿とり用パットを希望する方には、1日当たり2枚以内で支給します。 ○対象者：2級以上の身体障害者手帳または2度以上の愛の手帳の交付を受けた方（3歳以上65歳未満）が、在宅で常時おむつを着用する必要がある場合	利用者数 46人	継続	障害福祉課
8-8 緊急通報システム事業 【継続】	○ひとり暮らし等の重度身体障害者等の緊急時における安全確保のため、緊急通報システムを給付し、速やかな通報等を行います。 ○対象者：18歳以上のひとり暮らし等の2級以上の身体障害者手帳の交付を受けた方、難病に罹患している18歳以上のひとり暮らし等の方	利用者数 1世帯	継続	障害福祉課
8-9 火災安全システム事業 【継続】	○ひとり暮らし等の重度身体障害者等の火災における緊急時の安全確保のため、火災安全システムを給付し、速やかな通報等を行います。 ○対象者：緊急通報システム利用者で18歳以上のひとり暮らし等の2級以上の身体障害者手帳の交付を受けた方	利用者数 0世帯	継続	障害福祉課
8-10 食事サービス事業 【継続】	○年末年始を除く毎日の昼食を利用者の希望に応じて届けます。 ○対象者：2級以上の身体障害者手帳、愛の手帳及び2級以上の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で構成される買い物や炊事が困難と思われる世帯、若しくは上記の者と65歳以上の身体的、精神的機能低下等のある方で構成される買い物や炊事が困難と思われる世帯	利用者数 9人 配食数 790食	継続	障害福祉課
8-11 身体障害者補助犬の貸与事業 【継続】	都内におおむね1年以上居住している身体障害者で、世帯全体の所得課税額の月平均額が77,000円未満であり、社会活動への参加に効果があると東京都が認めた方に、補助犬を無償で給付します。 ○視覚障害（1級）…盲導犬 ○肢体不自由（1・2級）…介助犬 ○聴覚障害（2級）…聴導犬	進達者数 0人	継続	障害福祉課

<p>8-12 都営交通無料乗 車券の発行</p> <p>【継続】</p>	<p>身体障害者手帳、愛の手帳または精神障 害者保健福祉手帳の交付を受けた方が、都 営交通を利用する際に無料で乗車できる無 料乗車券を発行します。</p>	<p>発行件数 身体・知的他 421 件 精神 72 件</p>	<p>継続</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>8-13 中等度難聴児 発達支援事業</p> <p>【新規】</p>	<p>身体障害者手帳の交付を受けることがで きない程度の聴力の18歳未満の方（中等 度難聴児）に、補聴器の購入又は修理に要 する費用を助成します。</p>	<p>—</p>	<p>継続</p>	<p>障害福祉課</p>

9 医療費助成・補装具費の給付・在宅医療サービスの実施

障害のある人に対し、心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために提供される必要な医療費や補装具費の給付等を行います。

《主な取組》

整理番号	内 容	28 年度実施状況	32 年度目標	担当課
項 目				
9-1 自立支援医療 (更生医療) 給 付費の給付 【継続】	障害の除去または軽減が見込まれるなど、当該障害に対して確実な治療効果が期待される医療にかかる費用の一部を公費で負担します。	給付者数 60 人	継続	障害福祉課
9-2 自立支援医療 (育成医療) 給 付費の給付 【継続】	身体に障害のある児童が、早い時期に治療を始め、将来生活していくために必要な能力を得るために必要な手術等の医療費等の一部を公費で負担します。	給付者数 12 件	継続	障害福祉課
9-3 自立支援医療 (精神通院) 医 療費助成の申請 受理 【継続】	精神障害及び当該精神障害に起因して生じた病態に対して通院医療費の一部を公費で負担します。	申請受理件数 2,036 件	継続	障害福祉課
9-4 心身障害者(児) 医療費助成 【継続】	2 級以上(ただし、内部障害は 3 級以上)の身体障害者手帳または 2 度以上の愛の手帳の交付を受けた方に医療保険の本人負担分を一部助成します。(65 歳以上の新規申請を除く。) 東京都制度	年度末受給者数 813 人	継続	障害福祉課
9-5 難病等医療費助 成の申請受理 【継続】	難病等医療費助成の対象疾病に罹患し、認定基準を満たしていると認定した方に、その治療にかかる医療費等の一部を公費で負担します。	申請受理件数 1,092 件	継続	障害福祉課
9-6 小児精神障害者 入院医療費助成 の申請受理 【継続】	精神疾患のため精神科病床で入院治療を必要とする 18 歳未満の児童(入院治療を継続している場合のみ、20 歳の誕生日の末日まで)を対象に、入院医療費を助成します。	申請受理件数 1 件	継続	障害福祉課

<p>9-7 補装具費の給付</p> <p>【修正】</p>	<p>身体障害者（児）の障害部位を補い、またはその代替をして身体障害者（児）の日常生活、職業活動等を容易にし、自立を図る補装具の購入と修理の費用を支給します。また、一部の種目について借受けを行います。</p> <p>○視覚障害者：盲人安全杖、眼鏡、義眼 ○聴覚障害者：補聴器 ○肢体不自由者：義肢、装具、車いす、電動車いす、歩行補助杖、座位保持いす等 ○意思伝達困難な重度障害者：重度障害者用意思伝達装置</p>	<p>給付件数 成人 245 件 児童 76 件</p>	<p>継続</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>9-8 障害者の歯科診療の実施</p> <p>【修正】</p>	<p>在宅医療サービスを充実させるため、歯科医師会と協力し、障害者等が身近な地域で歯科医療が受けられ、また、専門医療機関への紹介を行う歯科医療連携推進事業の定着を図っていきます。</p>	<p>歯科医療連携推進会議を実施した。 在宅訪問歯科診療を定着させるため、歯科医療連携事業のPRとして、「なんでも聞こう無料歯科相談」を実施した。 (H28.6) 「健康のつどい」にてチラシ配布等により事業のPRを行った。</p>	<p>歯科医療連携事業の充実</p>	<p>健康課</p>

10 手当等の支給

国及び東京都では、在宅の重度障害者への援護の一環として、次のような手当等を支給しています。

手当等名称	所管	対象者等及び手当等額
特別児童扶養手当	国	20歳未満の、身体障害者手帳1～3級程度、愛の手帳1～3度程度、またはこれらと同等の疾病や精神に障害のある児童を養育している方 重度：月額51,450円、中度：月額34,270円
障害児福祉手当	国	20歳未満で、身体障害者手帳1級及び2級の一部、愛の手帳おおむね1度、またはこれらと同等の疾病や精神に障害のある児童 月額14,580円
児童育成手当（障害）	都	20歳未満の、身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1～3度程度、脳性まひ、または進行性筋萎縮症の児童を養育している方 月額15,500円
特別障害者手当	国	20歳以上で、身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度で重複障害の方、またはこれらと同等の疾病や精神に障害のある方で常時介護を必要とする方 月額26,810円
心身障害者福祉手当	都	20歳以上で、身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1～3度程度、脳性まひ、または進行性筋萎縮症の方 ※65歳以上で新規に手帳取得・障害更新した方は除く。 月額15,500円
重度心身障害者手当	都	65歳未満で、重度の知的障害、重度の身体障害、重度の障害が重複する方で常時複雑な介護を必要とする方 月額60,000円
心身障害者扶養共済	国	加入資格：障害者の保護者（都内に住所があること、65歳未満であること、保険契約の対象となることができること） 障害者の範囲：①知的障害者、②身体障害者（1～3級）、精神または身体に永続的な障害を有し①②と障害の程度が同程度の方 年金月額：20,000円（口数追加加入者は40,000円）

市では、国・東京都制度の手当等とは別に、市制度の手当を次のとおり支給し、在宅生活を支援します。

また、被爆者健康手帳を所持している方に見舞金を支給します。

《主な取組》

整理番号	内 容	28 年度実施状況	32 年度目標	担当課
項 目				
10-1 心身障害児 福祉手当 【継続】	20歳未満の、身体障害者手帳1～4級程度、愛の手帳1～4度程度の障害のある児童を養育している方に手当を支給します。 月額6,100円	受給者数 229人	継続	障害福祉課
10-2 心身障害者 福祉手当 【継続】	20歳以上で、身体障害者手帳3～4級程度、愛の手帳4度程度の方に手当を支給します。 ※65歳以上で新規に手帳取得・障害更新した方は除く。 月額6,100円	受給者数 673人	継続	障害福祉課
10-3 難病患者福 祉手当 【継続】	難病医療法による医療費助成を受けている方、東京都難病患者医療費助成を受けている方及び難病医療費助成の対象疾病にかかり小児慢性疾患医療費助成を受けている方に手当を支給します。 ※65歳以上の新規申請は除く。 月額5,100円	受給者数 367人	継続	障害福祉課
10-4 原爆被爆者 見舞金 【継続】	被爆者健康手帳を所持している方に見舞金を支給します。	受給者数 25人	継続	障害福祉課

目標3 ライフステージに対応した支援の充実

障害の早期発見、幼児期や学齢期に必要な支援、就労、地域生活など、障害のある人の年齢に応じてさまざまな課題があります。それらの課題に応えるために、行政をはじめとした地域の関係機関が連携し、ライフステージに対応した一貫した支援を実施するよう努めます。また、障害のある人の学習機会を保障し、社会参加のための支援を行います。

1 保育・療育・教育の充実

障害のある児童に対する保育・療育、特別支援教育及び学童保育の充実を図ります。また発達障害児・者の支援体制の構築に努めます。

一貫した支援を行うため、各関係機関の連携を図ります。

《主な取組》

整理番号	内 容	28 年度実施状況	32 年度目標	担当課
項 目				
1-1 発達障害の早期 発見と支援	<p>母子保健法に基づく健康診査及び学校保健安全法に基づく就学時の健康診断に当たり、発達障害の早期の発見に努めます。</p> <p>また、就学時健診に配布する「就学支援シート」により、就学に向けた引継ぎや教育的ニーズに応じた適切な支援に努めます。</p>	<p>各種乳幼児健診・相談事業を実施し発達障害の早期発見に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5歳児健康診査 実施回数 18回 受診者数 614人 ・ フォロー体制を 充実するため発達 健診フォローグル ープの紹介をし た。 ・ 発達健診回数 35回 受診児延数 164人 ・ 健診後フォロー グループ紹介 1歳6か月健診後 41人 3歳健診後 13人 	発達障害の早期発見と支援の拡充	健康課
		<p>新1年生総数 738名</p> <p>就学支援シート 回収数 168名</p> <p>巡回指導員・巡回 相談員による相談 件数の総数 573件</p>	継続	教育指導課

【継続】		新1年生総数 778人 就学支援シート 回収数 152人		
1-2 障害のある児童の 保育 【継続】	全保育園で集団保育が可能な障害のある児童の保育を実施します。	23施設中19施設で集団保育が可能な障害のある児童の保育を実施した。	継続	保育課
1-3 障害のある児童の 療育事業 【継続】	やまとあけぼの学園において、発達につまずきのある就学前の児童に対し、自立を助長するために必要な指導及び訓練を実施します。	やまとあけぼの学園における障害児の療育を継続して実施した。 出席延児童数 2,762人	継続	保育課
1-4 障害のある児童の 学童保育 【継続】	学童保育所において、障害のある児童の受け入れを実施します。 概ね愛の手帳3度もしくは4度、または身体障害者手帳5～7級の児童に対して保育を行います。	10施設で29人を受け入れることができた。	継続	青少年課
1-5 就学相談の充実 【継続】	特別な教育的支援を必要とするすべての児童・生徒一人ひとりの能力を最大限に伸ばし、発揮できるよう、自立と成長に必要な教育の場（専門性・環境）についての相談は、保護者と本人の意向を十分に尊重しつつ就学支援委員会での医学・教育学・心理学等専門的な所見をもとに総合的に判断し、適切な就学に向けた相談体制の充実を図ります。	就学支援委員会 22回 相談者数 124人	継続	教育指導課
1-6 特別支援教育の 推進 【修正】	特別支援教育の周知を深めるため、保護者・市民への理解・啓発を図ります。 また、通常学級における特別な教育的支援が必要な児童・生徒への校内支援のために、臨床心理士等の資格を持つ巡回指導員の活用や教員研修の充実を図ります。 特別支援教室・特別支援学級での指導における専門性向上のため専門研修を実施する等、特別支援教育の指導内容の充実を図ります。	教員向け研修の実施回数 15回 市内小・中学校への巡回回数 334回 羽村特別支援学校・武蔵村山市教育委員会共催特別支援教育理解啓発講演会の実施 中央公民館 参加者数 103人	継続	教育指導課

<p>1-7 都立特別支援学校との連携強化</p> <p>【継続】</p>	<p>都立特別支援学校に在学中の保護者や教師との懇談等を通して、就学期の障害のある児童の支援が適切に行われるよう努めます。また、高校卒業時には、進路に係る個別支援会議等を通して卒後の生活が円滑に送れるよう支援します。</p>	<p>懇談会及び個別支援会議へ出席した。</p>	<p>継続</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>1-8 障害のある子どもの支援体制の構築</p> <p>【継続】</p>	<p>障害（発達障害を含む）のある子どもの乳幼児期から学校卒業後の円滑かつ継続的な支援を行うため、医療、保健、福祉、教育、労働等の機関の連携による相談・支援体制の構築をめざします。</p>	<p>乳幼児期から小学校就学へ向けた相談窓口の紹介や教育機関との連携を強化した。</p> <p>東大和市要保護児童対策地域協議会のもと、必要に応じて個別ケース検討会議を開催した。</p> <p>また、障害（発達障害を含む）のある子どもの支援について、関係機関主催の会議に出席した。</p> <p>発達障害者支援連絡会に参加し、庁内の関係機関の情報交換・連携を図った。</p> <p>発達障害者支援連絡会を年2回開催し、庁内の関係機関の情報交換・連携を図った。</p> <p>・メンタルサポートスタッフ 派遣人数 13名 派遣回数 661回</p> <p>・発達障害者支援連絡会への出席</p>	<p>相談・支援体制の構築の検討</p>	<p>健康課</p> <p>子育て支援課</p> <p>保育課</p> <p>障害福祉課</p> <p>教育指導課</p>

2 就労の支援

障害のある人の一般就労の機会を拡大し、経済的に自立した生活を支援します。

《主な取組》

整理番号	内 容	28 年度実施状況	32 年度目標	担当課
項 目				
2-1 障害者就労支援事業の充実 重点施策3 【修正】	障害者の一般就労の機会を拡大するとともに、障害者が安心して働き続けることができるよう、身近な地域で就労面・生活面の支援を一体的に行います。 また、市内企業及び障害者雇用が進んでいない企業を対象に障害者雇用を促進する働きかけを行います。	障害者就労支援室において支援を行った。 一般就労者 14 人 (参考) 障害者就労生活支援センター登録者数 112 人	一般就労者 21 人	障害福祉課
2-2 市役所内実習、職場体験実習 重点施策3 【継続】	一般就労に向けて就労訓練の一環として市役所内で実習をする場を設けます。また、企業での職場体験実習が行えるよう市内・近隣の企業に協力を要請します。	<ul style="list-style-type: none"> 職場体験実習事業／受入協力事業所数／8 か所 ／実習回数 1 回 ／実習人数 1 人 庁内実習／実習回数 4 回／実習人数 16 人 	登録事業所の増 実習生の増	障害福祉課
2-3 福祉就労から一般就労への移行促進 重点施策3 【修正】	就労継続支援・就労移行支援事業者やさまざまな就労支援機関と連携し、福祉就労から一般就労への移行を促します。	障害者就労支援連絡会へ出席するとともに、他の就労支援機関と連携を図りながら支援を行うとともに、自立支援協議会就労部会で就労支援者向けセミナーを実施した。	福祉施設からの一般就労者 6 人	障害福祉課
2-4 障害者優先調達推進法に基づく調達の推進 重点施策3 【継続】	障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等から物品等の調達を推進する。また、障害者就労推進・差別解消庁内連絡会を通して市役所内の理解促進を図り、物品等の調達を推進するとともに、障害者の一般就労の促進を図ります。	障害者就労推進庁内連絡会において各課に協力を要請した。 平成 28 年度実績 16,140,635 円（前年度比 3,160,275 円増） 589 件（前年度比件 177 件増）	調達物品等の増	障害福祉課 各課

<p>2-5 障害者就労施設への支援</p> <p>重点施策3</p> <p>【継続】</p>	<p>共同作業所連絡会の作品展示、作品販売のために市役所ロビーを提供します。 また、就労継続支援B型事業所等の利用者の工賃アップのための取組を支援します。</p>	<p>市役所ロビー作品展(年6回開催) 作業所の受注品目を各課に周知し、発注の協力を求めました。</p>	<p>作品展の実施 事業所の工賃アップ</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>2-6 市内事業者における雇用の促進</p> <p>重点施策3</p> <p>【新規】</p>	<p>市内事業者による障害者雇用の促進を図るために、障害者就労生活支援センターの地域開拓促進事業による働きかけを行うとともに、商工会等を通して、事業者の障害者理解、障害者雇用の促進を図ります。</p>	<p>(参考) 自立支援協議会就労部会で事業者向けセミナーを実施(平成29年度)。</p>	<p>雇用の促進</p>	<p>障害福祉課</p>

3 生涯学習と社会参加の支援

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を共生社会実現の契機としてとらえて、障害のある人の学習・スポーツ・レクリエーション等の機会を設けるとともにその社会参加を支援します。

《主な取組》

整理番号	内 容	28 年度実施状況	32 年度目標	担当課
項 目				
3-1 学習機会の保障 【継続】	障害のある人の自発的な学習活動の支援を、その基本的な方針及び各種施策などを総合的に体系化した東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画のもとに進めていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・プラネタリウム観覧料免除（障害者手帳所持者と介助者1名） 実績 871人(内訳 障害者 525人 介助者 346人) ・トレーニング室の利用料減額（障害者手帳所持者） 実績 485人 ・市民プールの利用料免除（障害者手帳所持者） 実績 324人 ・プール利用者の駐車場の利用許可（障害者手帳所持者が運転、または同乗した場合） 	継続	社会教育課
3-2 障害者青年教室の開催 【継続】	障害のある人の学習機会を保障するために、障害者青年教室を定期的を開催します。	延参加者数 <ul style="list-style-type: none"> ・ビートクラブメンバー 442人 ・ボランティアスタッフ 158人 	継続	中央公民館
3-3 障害者向け図書館サービス	通常の方法では図書館資料を利用できない方のために、対面朗読、録音・点字資料、大活字本等のサービスや、資料の宅配サービスを実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・対面朗読の実施 0回 ・プライベート資料の作成 3タイトル ・録音資料の作成 図書(DAISY版) 13タイトル 雑誌(DAISY版) 12タイトル 雑誌(テープ版) 2タイトル 雑誌(音声CD版) 10タイトル 	継続	中央図書館

<p>【継続】</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・点字資料の作成 2タイトル ・録音・点字図書の貸出 録音図書・録音雑誌 1,444タイトル ・点字図書・点字雑誌 40タイトル ・宅配サービスの実施 延25回 ・視覚障害者用デジタル録音再生機器の館内貸出 179回 		
<p>3-4 スポーツ・レクリエーション活動の充実</p> <p>【継続】</p>	<p>障害のある人が参加できるスポーツ教室やレクリエーションの機会の拡充を図るとともに、自主的なスポーツ・レクリエーション活動への相談・支援体制の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノーマライゼーション推進を目的のひとつとする「子どもと大人のあそび体験塾」を開催（青少年課） ・スポーツ推進委員協議会と連携し、障害のある人を対象とする事業を計画し、積極的に実施をする。（社会教育課） 	<p>「子どもと大人のあそび体験塾」を平成29年3月12日に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央公民館で活動しているビートクラブとスポーツ推進委員とでレク大会を2回開催した。 実績 延べ18人 ・みんなでバドミントン in 東大和（スポーツ推進委員主催の障害者バドミントン） 実績 12人 	<p>事業拡充</p> <hr/> <p>年2回実施</p>	<p>青少年課</p> <hr/> <p>社会教育課</p>

目標4 共生社会実現をめざした地域づくり

障害のある人、障害のない人が分け隔てなく共に生きていくためには、障害のある人や障害に対する偏見や差別、社会的障壁（バリア）をなくす必要があります。そのため、障害のある人や障害についての理解と認識を深めるため各種啓発活動の推進、障害特性に配慮したバリアフリー化、障害のある人にとって安全・安心なまちづくりを進め、自助・共助のまちづくりにも取り組みます。

1 障害者理解の推進

住民誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の理念の普及を図るとともに、障害者理解を促進し、障害のある人への配慮等について、啓発・広報活動を推進します。

《主な取組》

整理番号	内 容	28年度実施状況	32年度目標	担当課
項 目				
1-1 障害者週間の周知及び取組 重点施策1 【継続】	障害者週間の趣旨について市報等で周知するとともに、それに合わせて障害のある人や障害についての理解を深める取組を実施します。	障害者への理解を深めるための記事を市報や市ホームページに掲載するとともに、市役所ロビーにてパネル展示を実施した。	市役所ロビー展示の充実	障害福祉課
1-2 障害者理解のための啓発活動 重点施策1 【継続】	障害のある人や障害について理解を深めるためのリーフレットの発行や催しの開催に取り組みます。	障害者週間に合わせて視覚障害者団体の協力を得て障害者理解促進事業を実施した。 平成28年12月17日実施 テーマ「車いす・ふしぎ発見！」	継続	障害福祉課
1-3 精神保健福祉普及運動の推進 【継続】	精神保健福祉普及運動について市報等で周知するとともに、それに合わせて精神障害者の福祉に関する理解促進の取組を実施します。	10月15日号市報及び市ホームページで周知した。	継続	障害福祉課
1-4 精神保健講演会の実施 【継続】	市民の心の健康づくり、精神障害者への理解促進や協力体制の推進のため、当事者、家族、市民等を対象に講演会を実施します。	精神障害者地域生活支援センターで年1回実施しました。	継続	障害福祉課
1-5 学校における交流及び共同学習等 【新規】	小・中学校において、障害のある児童生徒との交流及び共同学習等に取り組みます。	(参考) 特別支援学校の児童生徒との交流、特別支援学級の児童生徒との交流、障害のある人との交流	充実	教育指導課

《参考》第五次地域福祉計画における関連する取組

取組項目	内 容
福祉教育の推進	障害者や高齢者に対する市民の相互理解・相互交流を深めるため、福祉施設等が行う各種行事への市民参加の機会の拡充に努めます。

2 障害特性に配慮したバリアフリー化の推進

視覚障害者や聴覚障害者に対する情報のバリアフリー化など、障害のある人の障害特性に配慮したバリアフリー化を推進します。

《主な取組》

整理番号	内 容	28 年度実施状況	32 年度目標	担当課
項 目				
2-1 視覚障害者・聴覚障害者への情報提供の充実 【継続】	視覚障害者に対する文字情報のバリアフリー化を図るため、音声コード付きまたはデイジー方式によるパンフレットを、聴覚障害者向けに表現のわかりやすいパンフレットを作成します。	デイジー方式による障害者差別解消法職員対応マニュアルのCDを配布した。	継続	障害福祉課 各課
2-2 市主催事業等への手話通訳者の設置 【継続】	各課で主催する市民向け事業、傍聴できる審議会等に、必要に応じて手話通訳者を設置するよう努めます。	予算措置 16 課 予算執行 12 課 総設置時間 167 時間	総設置時間の増	各課
2-3 市ホームページにおける情報アクセシビリティの向上 【継続】	ホームページで提供される情報や機能を誰もが支障なく利用できるよう情報アクセシビリティの向上を目指します。	平成 24 年度に設定した音声読み上げ機能を、ホームページで引き続き提供した。	継続	秘書広報課
2-4 障害特性に応じた投票環境の整備 【修正】	障害のある人が円滑に投票することができるよう、障害特性に応じた投票環境の整備に努めます。	参議院議員選挙及び東京都知事選挙の執行時において次の支援を行った。 ①点字器及び投票用紙への記載を容易にするための用具（東大和市では「筆記用枠」）の用意 ②コミュニケーションボードの用意 ③スロープの設置 ④車椅子の配備 ⑤郵便等投票制度及び代理投票制度の活用 ⑥車椅子利用者の介助、場内誘導等の徹底 ⑦選挙のお知らせ等の音訳版の作成及び配布	障害特性に応じた投票環境の整備の拡充	選挙管理委員会事務局

<p>2-5 パソコン講習会の 開催</p> <p>【新規】</p>	<p>障害のある人がパソコンをコミュニケーション手段として活用し、インターネット等を通じて情報取得や発信ができるよう、障害特性に応じたパソコン講習会を実施します。</p>	<p>(参考) 総合福祉センターは～とふるにおいてパソコン講習会を実施した。</p>	<p>継続</p>	<p>障害福祉課</p>
--	---	--	-----------	--------------

3 安全・安心なまちづくり

障害のある人が安全に安心して生活し、社会参加できるように、障害に配慮したまちづくりを推進するとともに、防犯・防災対策を推進します。また、自助・共助のまちづくりにも取り組めます。

《主な取組》

整理番号 項目	内 容	28 年度実施状況	32 年度目標	担当課
3-1 都営住宅建替え整備に関する要請 【継続】	都営住宅の建替えに際し、すべての人に配慮した住宅整備を要請します。	未実施	継続	都市計画課
3-2 ヘルプカードを活用した取組 【継続】	平成26年7月から配布を開始したヘルプカードを広く周知、活用することにより、障害のある人が安心して生活できるまちづくりを推進します。	関係機関や商店街等に対し、作業所と連携して普及講習会を実施した。 実施回数 5回 登録者数 1,018人	ヘルプカードの周知・拡大	障害福祉課
3-3 防犯・防災のための自助や共助の取組 【新規】	地域自立支援協議会防災・防犯部会において地域での障害者の見守りや災害時の障害者支援の取組を、警察署や消防署、地域の団体等と連携して実施します。	(参考) ・警察署との懇談会実施 ・立川防災館見学	継続	障害福祉課
3-4 ボランティアの育成 【新規】	総合福祉センターは〜とふるの地域活動支援センターにおいて、障害者理解・ボランティア育成のための講座等を実施する。	—	ボランティアの育成	障害福祉課

《参考》第五次地域福祉計画における関連する取組

取組項目	内 容
災害時要配慮者対策の推進	①災害時における高齢者や障害者などの安全を確保するため、地域防災計画に基づき、災害時要配慮者対策を推進します。 ②避難行動要支援者名簿を、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、高齢者ほっと支援センターなどの関係機関に提供し、情報の共有化を図るとともに、災害時における支援体制づくりに努めます。
安心と安全を守る環境づくりの推進	①悪質商法や訪問販売による契約トラブル、電話を使った振り込め詐欺などの啓発や情報を提供し、消費者被害の未然防止に努めていきます。 ②地域の犯罪情報や身近な事件の情報を提供し、地域の防犯意識や犯罪から身を守るための啓発活動に努めます。 ③災害や防災に関する情報提供や啓発活動を行い、地域の防災対策の推進に努めます。

<p>公共建築物及び公園・道路などの公共施設の整備</p>	<p>①公共施設等の整備について、福祉のまちづくりの促進に努めます。 ②歩道の段差改良などのバリアフリー化を進めます。 ③ベンチなどの休憩施設が設置可能なバス停留所付近については、バス事業者への働きかけを行い、高齢者や障害者などが安心して公共交通機関を利用できるよう努めます。 ④誰もが安心して学べるよう、学校施設のバリアフリー化を進めます。</p>
<p>移送サービスの整備</p>	<p>①NPO法人などが移動制約者のために有償で移送サービスを行うため、申請の相談など、団体の支援に努めます。 ②活動団体に情報提供を行い、東京都の補助事業を活用し運営の支援に努めます。</p>

第5章

数値目標と

確保のための方策

(第5期東大和市障害福祉計画)

(第1期東大和市障害児福祉計画)

本章の内容は、第4章「障害者に係る施策の展開」のうち、障害者総合支援法及び児童福祉法で規定する障害福祉サービス等の数値目標と確保のための方策を示すものです。

第2節から第4節の内容は、第4章と重複する部分があります。見込量（目標値）については、原則として第4章と一致しますが、国の基本的な指針により見込量（目標値）の記載方法が規定されているため、表現が異なるところが一部ありますことをご了承ください。

第5章 数値目標と確保のための方策

(第5期東大和市障害福祉計画・第1期東大和市障害児福祉計画)

第1節 平成32年度の数値目標

国の基本的な指針では、障害のある人の自立支援の観点から、市町村が策定する障害福祉計画において、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援拠点等の整備」、「福祉施設から一般就労への移行等」について成果目標と活動指標を設定することが適当であるとされています。

また、児童福祉法の改正により、障害児の支援の提供体制を計画的に確保するため、障害児福祉計画の策定が義務づけられ、「障害児支援の提供体制の整備等」について成果目標と活動指標を設定することが適当であるとされました。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

平成28年度末時点において、福祉施設に入所している障害者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成32年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。

目標の設定に当たっては、平成28年度末時点の施設入所者の9%以上が地域生活に移行することとするとともに、これにあわせて平成32年度末の施設入所者を平成28年度末時点から2%以上削減することを基本とする。

また、目標値の設定に当たり、平成29年度末において、障害福祉計画で定めた平成29年度末までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成の割合を平成32年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

なお、施設入所者数の設定に当たっては、新たに施設へ入所する者の数は、グループホーム等での対応が困難な者等、施設入所が真に必要と判断される者の数を踏まえて設定すべきものであることに留意すること。

※平成24年4月施行の児童福祉法改正により、障害者総合支援法のサービス受給者となつて当該施設に引き続き入所している者は含めない。

【東京都の基本的考え方】

ア 施設入所者の地域生活移行に関する考え方

① 国の基本指針に即しつつ、区市町村の状況も踏まえて設定する。

* 区市町村は、施設入所者本人の意向確認、関係者との連絡調整を行い、施設から地域への切れ目のない支援につなげる必要がある。

* 重度の障害者が安心して地域で生活するため、重度者の受入れに必要なグループホーム等地域生活基盤の整備が求められる。

イ 入所施設の定員に関する考え方

① 入所定員数が、**7,344人(第3期までの目標定員数)**を超えない。

* 入所待機者が一定数で推移しており、現在は家族と在宅で生活している障害者本人及び家族の高齢化や「親なき後」を見据える必要がある。

* 最重度の障害者、重複障害者、強度行動障害を伴う重度知的障害者、日常的に医療的ケアを必要とする障害者など、入所施設における専門的支援が真に必要な障害者の利用ニーズに応えていく必要がある。

* 都内の未設置地域において、地域生活への移行等を積極的に支援する機能を強化した「地域生活支援型入所施設」の整備する必要がある。

【市の目標設定】

項目	数値	説明
地域生活移行者数		
算定基礎数値	46人	平成28年度末現在の施設入所者数
目標値	4人 (8.7%)	平成29年度から平成32年度末までの間に地域移行する見込者数
未達成者数 (未達成割合)	3人 (6.4%)	第4期目標値(6人)のうち平成28年度末までで未達成の見込者数
施設入所者数		
算定基礎数値(A)	46人	平成28年度末現在の施設入所者数
目標値(B)	43人 (▲6.5%)	平成32年度末の施設入所者の見込者数
削減見込	3人	(A) - (B)
(参考)待機者数	13人	平成29年10月1日現在の施設入所待機者数

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す新たな政策理念を踏まえ、目標値を設定する。

- ① 圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況
平成32年度末までにすべての圏域ごとに、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。
- ② 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況
平成32年度末までにすべての市町村ごとに、協議会や専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。
- ③ 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）
- ④ 精神病床における早期退院率
平成32年度における入院後3か月時点の退院率を、**69%以上**とする。
平成32年度における入院後6か月時点の退院率を、**84%以上**とする。
平成32年度における入院後1年時点の退院率を、**90%以上**とする。

【東京都の基本的考え方】

東京都は、国の基本指針に即して成果目標を設定すべきである。

東京都においては、精神保健福祉センターにおける担当区域内の課題を検討する場や、都内全体での地域移行・地域定着の推進に向けた内容を検討する場などを活用して、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。

成果目標の達成のためには、入院が長期化する前の段階で、円滑な退院に向けた支援につなげる取組が求められる。また、長期在院者に対しては、退院促進に向けた働きかけや地域との調整等を進める必要がある。

これまでの「精神障害者地域移行体制整備支援事業」の実績を踏まえ、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）が円滑に機能するための地域生活への移行支援の仕組みづくりや、広域的な調整、人材育成等、成果目標の達成に向けた取組が必要である。

区市町村は、精神障害者の地域生活への移行・定着を支援する相談支援体制の充実を図るとともに、退院後の精神障害者が地域で安定した生活を送るために必要なサービス量を見込み、計画的な整備を進める必要がある。

【市の目標設定】

市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置に係る目標値（平成32年度末）	設置
--	----

市における保健、医療、福祉関係者による協議の場としては、東大和市精神保健福祉関係者連絡会を活用し、地域自立支援協議会とも連携して地域の精神障害者の支援を推進します。

入院中の精神障害者の地域移行に関する目標値は、都道府県が設定することとされ、市において目標設定を行いません。

また東京都から、現住所が当市にある方の東京都内の精神科医療機関への入院者数の推移について情報提供があり、以下のとおりとなっています。

精神科医療機関からの地域移行に伴い、必要な障害福祉サービス及び相談支援の量を見込みます。

平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
入院患者数	(再掲) 1 年以上 入院者数	入院患者数	(再掲) 1 年以上 入院者数	入院患者数	(再掲) 1 年以上 入院者数
103	53	118	59	113	61

(注)・各年 6 月 30 日現在の入院患者数

・現住所が当市であるが、入院前住所地が異なる場合がある。

3 地域生活支援拠点等の整備

【国の基本指針】

地域生活支援拠点等を、平成32年度末までに各区市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

地域生活支援拠点等とは、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据え、①相談（地域移行、親元からの自立等）、②体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）、③緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）、④専門性（人材の確保・養成、連携等）、⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）の5つの機能を強化するために、グループホームや障害者支援施設に付加した拠点（地域生活支援拠点）又は地域における複数の機関が分担してそれらの機能を担う体制（面的な体制）をいう。

【東京都の基本的考え方】

地域居住の場（グループホーム）、日中活動の場（通所施設等）、在宅サービス（短期入所）などの地域生活基盤の重点的整備が必要であり、設置者負担の特別助成などの積極的支援の継続について検討する必要がある。

地域生活支援拠点については、基本指針に即して各区市町村に少なくとも一つ整備をすることを基本としつつ、区市町村の状況を把握しながら成果目標を設定し、必要な支援を検討していく必要がある。

【市の目標設定】

目標値（平成32年度末の設置箇所数）	1か所
--------------------	-----

「東大和市総合福祉センターは〜とふる」や「東大和市地域生活支援センターウエルカム」の機能充実を図るとともに、地域の社会資源を活用し、面的な整備を行います。

4 福祉施設から一般就労への移行

【国の基本指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。目標の設定に当たっては、平成28年度の一般就労への移行実績の**1.5倍以上**とすることを基本とする。

また、平成32年度末の就労移行支援事業の利用者数が、平成28年度末の利用者数の**2割以上**増加すること、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の**5割以上**とすることを目指す。

さらに、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を**8割以上**とすることを基本とする。

【東京都の基本的考え方】

成果目標は、国の基本指針に即しつつ、東京都における障害者雇用をめぐる状況や実績を踏まえ、障害者の一般就労と職場定着を支援するために必要な目標を設定すべきである。

成果目標を達成するためには、福祉施策と労働施策の双方から重層的な取組が重要であり、ハローワークによるチーム支援やジョブコーチ事業、委託訓練事業、トライアル雇用等の労働施策との連携による障害者雇用の推進について活動指標を設定し、取組を進める必要がある。

① 一般就労への移行者数の目標

東京都においては、引き続き「区市町村障害者就労支援事業」による一般就労者数の成果目標を独自に設定すべきである。

② 就労定着率の目標

都独自の目標として「区市町村障害者就労支援事業利用による支援を開始した時点から1年後の職場定着率」を新たに設定し、現状を踏まえて目標値を設定すべきである。

【市の目標設定】

項目	数値	説明
福祉施設からの一般就労者移行数		
算定基礎数値	4人	平成28年度において福祉施設から一般就労した者の数
目標値	6人	平成32年度において福祉施設から一般就労する者の数。1.5倍と見込む。
就労移行支援事業利用者数		
算定基礎数値	10人	平成28年度末の就労移行支援事業利用者数
目標値	20人	平成32年度末の就労移行支援事業利用者数5割増と見込む。
就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合		
算定基礎数値	0か所	平成28年度の実績
目標値	1か所	平成28年度に開設した東大和市総合福祉センターで見込む。
就労定着支援による職場定着率		
算定基礎数値	0	平成30年度からの新規サービス
目標値	8割	平成31年度中に事業を利用開始した者のうち、12か月以上就労が継続している者の割合。
区市町村就労支援事業による一般就労者数		
算定基礎数値	14人	平成28年度において障害者就労支援事業を利用して一般就労した者の数
目標値	21人	平成32年度において障害者就労支援事業を利用して一般就労する者の数。1.5倍と見込む。
区市町村就労支援事業により就労した者の職場定着率		
算定基礎数値	8割	平成27年度中に障害者就労支援事業を利用して就労した者のうち、12か月以上就労が継続している者の割合
目標値	8割	平成31年度中に障害者就労支援事業を利用して就労した者のうち、12か月以上就労が継続している者の割合

5 障害児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

- ① 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。また、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- ③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置
平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

【東京都の基本的考え方】

- 区市町村は、国の基本指針に示された見込量の設定の考え方を参考に、地域における児童の数の推移も含めた地域の実情を踏まえて、障害児通所支援及び障害児相談支援の見込量を定めるよう努める必要がある。
- ① 児童発達支援センターについては、引き続き整備の促進に積極的に取り組む。
 - ② 保育所等訪問支援を活用し、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図るべきである。
 - ③ 重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、主に重症心身障害児を受け入れる障害児通所支援事業所の整備への支援について検討する必要がある。
 - ④ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、関係機関の連携強化や在宅生活を支えるサービスの充実に取り組む必要がある。医療的ケア児等に対する支援や調整が行える人材の確保・養成が必要である。

【市の目標設定】

項 目	目標値	説 明
児童発達支援センターの設置	1 か所	やまとあけぼの学園の老朽化対策にあわせて、児童発達支援事業に地域支援機能を付加した児童発達支援センターへの移行を検討していきます。
保育所等訪問支援の実施		
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1 か所以上	市内での確保に努めるとともに、近隣市の事業所を活用して、サービス提供体制を確保します。
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1 か所以上	
保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関による協議の場	設置	地域自立支援協議会を活用して連携を図り、協議を行います。

第2節 障害福祉サービス等の見込量とその確保のための方策

国の基本的な指針では、各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量とその確保のための方策を定めることとしています。市では、国の基本的な指針及び東京都の基本的考え方を踏まえて、平成30年度から平成32年度までの見込量とその確保のための方策を定めます。

見込量等は、第4期計画期間の各サービスの利用状況、前節の数値目標、特別支援学校卒業見込者数、転入者等を勘案して定めます。

※各表とも、平成27年度、28年度は実績数値。平成29年度は第4期計画における見込数値。平成30年度から32年度までは、第5期計画で定める見込数値です。

1 訪問系サービス

(1か月当たりの利用者数、利用時間数)

(単位：人、時間)

		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
居宅介護	人数	146	153	160	165	170	175
	時間	1,262	1,267	1,600	1,350	1,400	1,450
重度訪問 介護	人数	12	14	17	16	17	18
	時間	4,211	3,913	5,600	4,600	4,900	5,200
同行援護	人数	26	26	29	32	35	38
	時間	412	442	510	500	530	560
行動援護	人数	2	2	4	3	4	4
	時間	27	19	40	30	40	40
重度障害者 等包括支援	人数	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0
合 計	人数	186	195	210	216	226	235
	時間	5,912	5,641	7,750	6,480	6,870	7,250

《サービス内容》

- 居宅介護…自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。家事援助、身体介護、通院介助、通院等乗降介助のサービス種別があります。障害支援区分1以上の方（障害児はこれに相当する状態）が対象となります。
- 重度訪問介護…重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常に介護を必要とする方に、自宅での入浴や排せつ、食事などの介護や外出時の移動支援を総合的に行います。原則、障害支援区分4以上の方が対象となります。
- 同行援護…視覚障害により、移動困難な方に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提

供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の外出時に必要な支援を行います。

○行動援護…知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する方に介助や外出時の移動の支援などを行います。障害支援区分3以上で行動障害のある方が対象となります。

○重度障害者等包括支援…常時介護を要する障害のある人で特に介護の必要な程度が高いと認められた方に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。障害支援区分6以上で意思疎通が著しく困難である等の方が対象となります。

《サービスの見込量》

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護は、第4期計画期間の実績を踏まえて利用の伸びを見込みました。重度障害者等包括支援は、対象者の基準、サービス提供事業者の体制等を考慮して0人と見込みました。

《見込量確保のための方策》

平成29年10月1日現在、市内に居宅介護14か所、重度訪問介護12か所、同行援護7か所、行動援護3か所の事業所があります。重度障害者等包括支援の事業所はありません。

市内及び近隣市の事業所を活用して提供体制を確保します。

事業所連絡会を随時開催する等により、サービス提供体制の充実やサービスの質の確保に努めます。

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

(1か月当たりの利用者数)

(単位：人)

	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
生活介護(入所系)	45	44	42	45	44	43
生活介護(通所系)	99	97	114	112	120	126
合計	144	145	156	157	164	167

《サービス内容》

常に介護が必要な人に、おもに日中に施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会を提供します。障害支援区分が区分3以上（入所の場合は区分4以上）又は50歳以上の区分2以上（入所の場合は区分3以上）の方が対象となります。

《サービスの見込量》

○入所系…養護者の高齢化等さまざまな理由により入所者が増えています。現入所者については、平成28年度末の入所者数から6.5%を削減する43人を平成32年度の目標値とします。

○通所系…第4期の計画期間では、利用者が見込みを下回っていますが、今後、特別支援学校卒業生の利用や、就労継続支援利用者の障害の重度化等により、利用者はさらに増えるものと見込まれます。また、重症心身障害児・者も今後増えることが見込まれます。

《見込量確保のための方策》

- 入所系…市外の事業者による施設入所支援と合わせて提供します。
- 通所系…①平成28年10月に開設した東大和市総合福祉センターは～とふるで、生活介護の定員を拡充したことにより、利用者の増加に対応します。②同センターで、医療的ケアが必要な方へのサービスも提供し、比較的重度な方の受入れを確保します。③最重度の重症心身障害児・者の受入れが可能な施設は市単独で確保することが困難であるため、東京都のリーダーシップによる整備が望まれます。

(2) 自立訓練

(1か月当たりの利用者数) (単位：人)

	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	8	9	28	14	16	18

《サービス内容》

- 機能訓練…身体障害者を対象に、自立した日常生活ができるよう、一定の期間(標準期間18か月)、身体機能向上のために必要な訓練を行います。
- 生活訓練…知的障害者、精神障害者を対象に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間(標準期間24か月、長期入所者の場合36か月)、生活能力向上のために必要な訓練を行います。

《サービスの見込量》

- 機能訓練…市内・近隣に事業所がなく、対象者も見込みがありません。
- 生活訓練…第4期の計画期間において、主に精神障害者で近隣市の事業所を利用する方が増えています。平成28年10月に東大和市総合福祉センターは～とふるが開設し、今後、知的障害者を中心に利用が増える見込まれます。

《見込量確保のための方策》

平成28年10月に開設した東大和市総合福祉センターは～とふるの自立訓練(生活訓練)事業及び近隣市の事業所を活用し、提供体制を確保します。

(3) 就労移行支援

(1か月当たりの利用者数) (単位：人)

	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
就労移行支援	16	10	20	15	18	20

《サービス内容》

一般就労を希望する方に、一定期間(標準期間24か月)、就労に必要な知識や能力を向上させる訓練や、適性にあった職場開拓、職場定着のために必要な支援を行います。

《サービスの見込量》

特別支援学校高等部の在校生に軽度の知的障害の方が増えており、高等部卒業後に就労移行支援を利用する者が増えると見込まれます。

《見込量確保のための方策》

平成28年10月に開設した東大和市総合福祉センターは～とふる及び近隣市の事業所を活用し、提供体制を確保します。

(4) 就労継続支援

(1か月当たりの利用者数)

(単位：人)

	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
就労継続支援A型	6	8	6	12	14	16
就労継続支援B型	293	292	330	320	330	340

《サービス内容》

○A型…企業等に就労することが困難な方に、雇用契約に基づき、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。

○B型…企業等に就労することが困難な方に、雇用契約は結ばず、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。

《サービスの見込量》

○A型…近隣市に事業所が増えたことにより、一般就労との中間的就労としての利用が出てきました。今後も少しずつ利用が増えるものと見込みます。

○B型…特別支援学校卒業生、一般就労に向けた準備訓練等により、今後も利用が増えるものと見込まれます。

《見込量確保のための方策》

市内には、平成29年10月現在、B型事業所が12か所あります。①平成28年10月に開設した東大和市総合福祉センターは～とふるで、就労継続支援B型の定員を拡充したことにより、利用者の増加に対応します。②事業所連絡会等を通して、サービスの質の向上を目指します。

(5) 就労定着支援

(1か月当たりの利用者数)

(単位：人)

	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
就労定着支援	—	—	—	—	4	9

《サービス内容》

生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用して一般就労した方に、就労の継続を図るために必要な事業主等との連絡調整や日常生活や社会生活を営む上での相談、指導及びその他の必要な支援を行います。

《サービスの見込量》

平成30年度から始まる新しいサービスであるため、見込量の算定は困難ですが、就労移行支援事業利用者の半数程度が利用するものと見込みます。

《見込量確保のための方策》

新しいサービスであるため、事業者指定を見込むことは困難ですが、就労移行支援事業所等に指定を働きかけます。

(6) 療養介護

(1か月当たりの利用者数)

(単位：人)

	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
療養介護	12	12	14	12	13	13

《サービス内容》

医療を必要とし、常に介護を必要とする方に、昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行います。

《サービスの見込量》

現在、利用者は12人ですが、重症心身障害者施設入所待機者は保護者の高齢化等により年々増加傾向であり、在宅の重症心身障害児も増加しています。医療的ケアの度合いが高い方も増えています。

《見込量確保のための方策》

重症心身障害者入所施設は市内に1か所ありますが、長期入所枠92床のうち3人が当市からの利用で、他の方は近隣市の施設を利用しています。空床が出た場合の希望者が多く、新規利用が困難な状況です。重症心身障害者施設については、高度医療を伴う支援が必要な対象者も多く、東京都のリーダーシップによる整備が望まれます。

(7) 短期入所

(1か月当たりの利用者数、利用日数)

(単位：人、日)

		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
福祉型	人数	38	37	33	43	46	49
	日数	225	240	220	260	270	280
医療型	人数	16	17	20	19	20	21
	日数	126	138	140	150	160	180
合計	人数	54	54	53	62	66	70
	日数	351	378	360	410	430	460

《サービス内容》

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。短期入所のうち、医療機関において重症心身障害児・者等に対し

て実施するものを医療型といいます。

《サービスの見込量》

第4期計画期間において、見込みを上回る利用がありました。福祉型の中には、介護者の病気などにより、長期間にわたって利用したケースもありました。医療型では、重症心身障害児の利用が増えています。第4期の利用実績に基づいて利用を見込みました。

《見込量確保のための方策》

①福祉型については、平成28年10月に開設した東大和市総合福祉センターは～とふる及び近隣市の事業所を活用し、提供体制を確保します。②医療型については、市内及び近隣市の事業所を活用して、提供体制を確保します。

3 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）

(1か月当たりの利用者数)

(単位：人)

	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
知的・身体障害者	78	73	78	86	91	96
精神障害者	12	8	13	11	12	13
合 計	90	81	91	97	103	109

《サービス内容》

主として夜間において、共同生活を営むべき住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を行います。

平成26年4月からケアホームがグループホームに統合され、外部サービス利用型又は介護サービス包括型として運営されることとなりました。

《サービスの見込量》

○知的障害者・身体障害者…知的障害者について、第4期の計画期間において、新規施設の開所、介護者の高齢化、児童養護施設からの退所者等で利用者が増えました。入所施設からの地域移行に伴う利用は1人とどまりました。第5期においても、施設入所者の地域移行に努めますが、在宅からの利用ニーズが高く、第4期の実績を踏まえて利用の伸びを見込みました。利用者の高齢化・重度化が進んでおり、設備や支援体制での課題が増えています。

○精神障害者…精神科病院入院者の地域移行等に伴う通過型（原則利用期間3年）の利用は、ほぼ横ばいであると予測します。近年、通過型からの地域移行が困難な方が増えており、滞在型の利用も増えつつあります。

《見込量確保のための方策》

現在、市内に外部サービス利用型グループホームが1か所（定員7人）、介護サービス包括型グループホームが31か所（定員155人）があり、市内の方が53人利用しています。他は、他市の施設を利用しています。

知的障害者の利用は今後も増えると見込まれるため、市内法人による施設設置の支援を

今後も続けていきます。また、精神障害者の滞在型の利用への対応も検討していきます。

市内のグループホームは、小規模法人の運営するグループホームが多く、利用者の高齢化・重度化や生活面の課題への対応等が求められており、サービスの質を向上させるための支援への取組が必要です。

(2) 施設入所支援

(1 か月当たりの利用者数)

(単位：人)

	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
施設入所支援	46	46	42	45	44	43

《サービス内容》

施設に入所している方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

《サービスの見込量》

第4期の計画期間に地域移行の推進を図りましたが、やむを得ない事情による新規入所者があり、平成29年度末の見込量の達成は困難です。第5期においては、平成32年度の目標値を43人（6.4%減）とします。

《見込量確保のための方策》

現在、市内に入所施設（重症心身障害者施設を除く。）はありません。市外の事業者により生活介護等と合わせて提供します。

(3) 自立生活援助

(1 か月当たりの利用者数)

(単位：人)

	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
自立生活援助	—	—	—	2	2	2

《サービス内容》

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、相談、情報提供及び助言等、自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行います。

《サービスの見込量》

平成30年度から始まる新しいサービスであるため、見込量の算定は困難ですが、通過型グループホームから地域移行する方などが利用するものと見込みます。

《見込量確保のための方策》

新しいサービスであるため、事業者指定を見込むことは困難ですが、共同生活援助事業所や地域活動支援センター等に指定を働きかけます。

4 相談支援サービス

- (1) 計画相談支援
- (2) 地域移行支援
- (3) 地域定着支援

(1 か月当たりの利用者数)

(単位：人)

	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
計画相談支援(人/月)	99	96	110	105	110	115
地域移行支援(人/月)	0.5	0.3	2	2	2	2
地域定着支援(人/月)	0	0	6	1	2	3

《サービス内容》

- 計画相談支援…障害福祉サービスの支給決定を受ける場合または変更する場合に、サービス利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。
- 地域移行支援…施設入所者または精神科病院に入院している者が地域移行をするために、住居の確保、事業所への同行等の支援を行います。
- 地域定着支援…居宅で単身等の地域生活が不安定な障害のある人に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態に訪問等をして支援を行います。

《サービスの見込量》

- 計画相談支援…平成28年度末で障害福祉サービス利用者の99%が利用しています。その後、各サービス利用者の増に合わせて、サービス量を見込みました。
- 地域移行支援…施設から地域生活に移行する方、精神科病院を退院して地域生活に移行する方に支給します。
- 地域定着支援…居宅で単身等の地域生活が不安定な障害のある人に対し支給します。

《見込量確保のための方策》

現在、市内には、委託による指定相談支援事業所が2か所、その他の相談支援事業所が5か所あります。今後の利用者の増を考慮し、さらに相談支援専門員、事業所の拡充を図り、提供体制を確保します。

また、地域自立支援協議会相談部会の活動を通して、計画相談支援の質の向上に努めます。

第3節 障害児支援の見込量とその確保のための方策

国の基本的な指針において、平成24年度から新たに児童福祉法に規定された障害児支援についても、平成30年度からの必要量を見込み、その体制整備について、障害児福祉計画として定めることとされました。市では、国の基本的な指針及び東京都の基本的考え方を踏まえて、平成30年度から平成32年度までの見込量とその確保のための方策を定めます。

見込量等は、第4期計画期間の各サービスの利用状況、障害児の状況等を勘案して定めます。

1 児童発達支援

(1か月当たりの利用者数)

(単位：人)

	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
児童発達支援	26	24	45	30	35	40

《サービス内容》

障害のある児童に対し、施設において、日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練を提供します。

《サービスの見込量》

平成25年度から、やまとあけぼの学園が児童発達支援事業所となり、通園児がサービスを利用しています。放課後等デイサービスに比べて利用増は緩やかですが、発達障害の児童が増えていることもあり、近隣市の事業所を利用する方も増えています。

《見込量確保のための方策》

市内の事業所はやまとあけぼの学園1か所です。重症心身障害児が利用できる事業所を含めて、市内及び近隣市の事業所を活用して提供体制を確保します。

2 医療型児童発達支援

(1か月当たりの利用者数)

(単位：人)

	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
医療型児童発達支援	0	0	—	0	0	0

《サービス内容》

医療的なケアが必要な障害のある児童に対し、施設において、日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練を提供します。

《サービスの見込量》

対象及びサービス提供事業所が限られていることから、サービスの見込量は0人としました。

《見込量確保のための方策》

利用希望者に対して適切に支給決定を行います。

3 放課後等デイサービス

(1か月当たりの利用者数)

(単位：人)

	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
放課後等デイサービス	67	76	65	100	110	120

《サービス内容》

学校就学中の障害のある児童に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練や創作的活動、地域交流の機会の提供等を行います。

《サービスの見込量》

第4期の計画期間に利用者が急増しました。要因として障害児、とりわけ発達障害の児童が増えていること、児童福祉法に基づくサービスとなり、利用しやすくなったことなどが考えられ、今後もこの傾向は続くものと考えられます。

《見込量確保のための方策》

市内の事業所は4か所です。肢体不自由や発達障害の児童で、近隣市の事業所を利用する方も増えています。重症心身障害児が利用できる事業所を含めて、市内及び近隣市の事業所を活用して提供体制を確保します。

4 保育所等訪問支援

(1か月当たりの利用者数)

(単位：人)

	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
保育所等訪問支援	0	0	0	0	0	10

《サービス内容》

障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与します。

《サービスの見込量》

児童発達支援センターにおいて実施するサービスであるため、児童発達支援センターの整備に伴い、利用者が増えるものと見込まれます。

《見込量確保のための方策》

やまとあけぼの学園の老朽化対策にあわせて、児童発達支援事業に地域支援機能を付加した児童発達支援センターへの移行を検討していきます。

5 居宅訪問型児童発達支援

(1か月当たりの利用者数)

(単位：人)

	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
居宅訪問型児童発達支援	—	—	—	0	1	2

《サービス内容》

児童発達支援、医療型児童発達支援または放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な方に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練を実施します。

《サービスの見込量》

平成30年度から始まる新しいサービスであるため、見込量の算定は困難ですが、重症心身障害児で外出が困難な方などが利用するものと見込みます。

《見込量確保のための方策》

新しいサービスであるため、事業者指定を見込むことは困難です。児童発達支援、放課後等デイサービス事業所で事業実施が可能な事業所に指定を働きかけます。

6 障害児相談支援

(1か月当たりの利用者数)

(単位：人)

	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
障害児相談支援	22	23	23	28	31	34

《サービス内容》

障害児通所支援を利用する障害のある児童に対し、サービスの支給決定を受ける場合または変更する場合に、サービス利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。

《サービスの見込量》

平成28年度末で障害児通所支援利用者全員が利用しています。その後、サービス利用者の増に合わせて、サービス量を見込みました。

《見込量確保のための方策》

市内の障害児相談支援事業所は6か所です。今後の利用者の増を考慮し、さらに相談支援専門員、事業所の拡充を図り、提供体制を確保します。

また、地域自立支援協議会相談部会の活動を通して、計画相談支援の質の向上に努めます。

7 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

(単位：人)

	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
コーディネーター	—	—	—	0	0	1

《業務内容》

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域の課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する。

《利用者の見込量》

重症心身障害児以外の医療的ケア児（人工呼吸器を使用し、たん吸引等の医療的ケアが必要な障害児）は、都内で1600人程度いるとされ、市内では数名程度と見込まれます。

《コーディネーター確保のための方策》

当面、行政職員、相談支援や訪問看護事業所職員等に対して、コーディネーター養成の研修受講を促し、確保の方策を検討します。

第4節 地域生活支援事業の実施に関する事項

国の基本的な指針では、市町村の実施する地域生活支援事業について、地域の実情に応じて、①実施する事業の内容、②各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み、③各事業の見込量の確保のための方策を定めることとしています。市では、国の基本的な指針及び東京都の基本的考え方を踏まえて、平成30年度から平成32年度までの見込量とその確保のための方策を定めます。

※各表とも、平成27年度、28年度は実績数値。平成29年度は第4期計画における見込数値。平成30年度から32年度までは、第5期計画で定める見込数値です。

1 理解促進研修・啓発事業

	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

《事業の内容》

障害のある方が日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去するため、障害のある方への理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけをします。

《実施に関する考え方と見込量確保のための方策》

市民を対象に障害のある方への理解を深めるための催し（障害者理解促進事業等）を実施します。また、障害者週間に合わせて、障害者理解・啓発のためのパネル展示等を行います。

2 自発的活動支援事業

	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
自発的活動支援事業	一部実施	一部実施	実施	実施	実施	実施

《事業の内容》

障害のある方が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある方、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

《実施に関する考え方と見込量確保のための方策》

障害者団体等が行う市民を対象とした自発的活動や催しについて、東大和市総合福祉センターは～とふると連携し、市民に広く周知する支援を行います。

3 相談支援事業

(1) 相談支援事業

(実施箇所数又は設置・実施の有無)

(単位：箇所)

	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
障害者相談支援事業	1	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター	未設置	未設置	未設置	未設置	未設置	設置
地域自立支援協議会	実施	実施	実施	実施	実施	実施

《事業の内容》

福祉サービス及び社会資源の利用に関する相談・助言・紹介、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のための援助、地域自立支援協議会の運営等を行います。

《実施に関する考え方と見込量確保のための方策》

①障害者相談支援事業

精神障害者を対象とした相談支援事業を東大和市地域生活支援センターウエルカムで実施しています。平成30年度以降も継続して実施します。

身体障害者・知的障害者の相談支援事業は、平成28年10月に開設した東大和市総合福祉センターは～とふるで開始しました。平成30年度以降も継続して実施します。

②基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関であり、平成32年度までに行うこととされている「地域生活支援拠点の整備」においても重要な役割を担う機関として位置づけられているため、地域生活支援拠点の整備に合わせて、設置について検討します。

③地域自立支援協議会

平成21年度から実施しました。専門部会の活動を活発に行うほか、平成24年4月から法定化された趣旨を踏まえて、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善の推進等のために十分に機能が果たせるよう活性化を図ります。

(2) 基幹相談支援センター等機能強化事業

(実施の有無)

(単位：箇所)

	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

《事業の内容》

専門的な相談支援等を要する困難ケースの援助を行うことなどを目的に、社会福祉士、精神保健福祉士等専門的職員を配置し相談機能強化を図ります。

《実施に関する考え方と見込量確保のための方策》

精神障害者を対象として、東大和市地域生活支援センターウエルカムで実施しています。身体障害者・知的障害者については、平成28年10月に開設した東大和市総合福祉センターは～とふるで実施しています。今後も、困難事例への対応等のため、関係機関との連

携を図りながら支援を行っていきます。

(3) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

（実施の有無）

（単位：箇所）

	27年度 （実績）	28年度 （実績）	29年度 （見込）	30年度 （見込）	31年度 （見込）	32年度 （見込）
住宅入居等支援事業	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施

《事業の内容》

不動産業者に対する物件斡旋依頼、家主等との入居契約の支援、居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整等を行います。

《実施に関する考え方と見込量確保のための方策》

事業の実施について検討します。

4 成年後見制度利用支援事業

（年間の助成件数）

（単位：件）

	27年度 （実績）	28年度 （実績）	29年度 （見込）	30年度 （見込）	31年度 （見込）	32年度 （見込）
成年後見制度利用支援事業	1	1	4	2	3	4

《事業の内容》

成年後見制度の申立てに要する費用（鑑定費用、登記手数料、後見人の報酬の全部又は一部）を助成します。

《実施に関する考え方と見込量確保のための方策》

市長申立ての場合に、申立てに要する費用を助成しています。知的障害者・精神障害者及びその保護者の高齢化により、申立てが増えており、今後も継続して実施します。市長申立て以外の者への報酬助成については、今後、検討します。

5 成年後見制度法人後見支援事業

（実施の有無）

（単位：箇所）

	27年度 （実績）	28年度 （実績）	29年度 （見込）	30年度 （見込）	31年度 （見込）	32年度 （見込）
成年後見制度法人後見支援事業	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施

《事業の内容》

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ります。

《実施に関する考え方と見込量確保のための方策》

市における法人後見のあり方等の検討を進めていきます。

6 コミュニケーション支援事業

(単位：人)

	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
手話通訳者の派遣 (実利用者数)	19	21	25	23	24	25
要約筆記者の派遣 (実利用者数)	3	2	6	4	5	6
点訳・音訳支援事業 (実利用者数)	28	28	29	32	34	36
手話通訳者設置事業 (年間延利用者数)	138	153	160	170	180	190
奉仕員養成研修事業 (手話奉仕員登録者数)	13	12	16	14	15	16

《事業の内容》

- ①手話通訳者の派遣を行います。
- ②要約筆記者の派遣を行います。
- ③視覚障害のため情報取得に困難な方に、音声に吹き替えた市報・こうみんかんだより・議会だより等を希望者に配付します。
- ④公共施設等に手話通訳者を設置します。
- ⑤一般市民を対象とした手話講習会を実施し、ボランティアの育成と手話技術の向上を図ります。また、手話通訳者(手話奉仕員)養成講座を実施します。

《実施に関する考え方と見込量確保のための方策》

- ①手話通訳者の派遣事業は、委託により実施しています。平成30年度以降も継続して実施します。
- ②要約筆記者の派遣事業は、手話通訳者の派遣事業と合わせて委託により実施しています。平成30年度以降も継続して実施します。
- ③点訳・音訳による支援事業は、音声版の市報・こうみんかんだより・議会だよりを希望者に配付しています。平成30年度以降も継続して実施します。その他の市の発行物について、音声化を庁内各部署に呼びかけます。
- ④手話通訳者設置事業は、平成23年度から市役所において実施しました。平成30年度以降も継続して実施します。
- ⑤奉仕員養成研修事業については、現在手話講習会を実施しています。手話通訳者養成講座は、平成25年度から市の事業として実施しました。手話奉仕員登録者数の増を目指します。

7 日常生活用具給付等事業

(年間の給付件数)

(単位：件)

	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
介護・訓練支援用具	18	7	10	12	12	12
自立生活支援用具	26	28	20	30	30	30
在宅療養等支援用具	13	15	15	15	15	15
情報・意志疎通支援用具	17	10	15	15	15	15
排せつ管理支援用具	2,137	2,152	2,200	2,250	2,300	2,350
居宅生活動作補助用具	9	8	3	10	10	10
合計	2,220	2,220	2,263	2,332	2,382	2,432

《事業の内容》

障害のある人が日常生活を容易にするための日常生活用具を購入した場合に、その用具の購入に要する費用を支給します。

《実施に関する考え方と見込量確保のための方策》

○現在実施しています。平成30年度以降も継続して実施します。

○給付種目について、自立支援のための必要性を勘案して見直し・拡充を図ります。

8 移動支援事業

(1か月当たりの利用者数、利用時間)

(単位：人、時間)

		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
個別支援型	人数	162	194	180	210	220	230
	時間	1,544	1,583	1,500	1,650	1,700	1,750

《事業の内容》

屋外での移動が困難な障害のある人が、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際に介護者を派遣して移動を支援します。

《実施に関する考え方と見込量確保のための方策》

○現在、個別支援型を実施しています。個別支援型以外のサービス類型については、現状ではニーズが少ないため、必要に応じて検討します。

○平成30年度以降も個別支援型を継続して実施するとともに、登録事業所の拡大に取り組み、利便性の確保に努めます。また、事業所におけるヘルパー不足等の課題解消に取り組みます。

○利用者から利用方法等についてさまざまな要望があるため、ニーズ把握に努め、利用方法等の検討を行います。

9 地域活動支援センター

(実施箇所数、実利用者数)

(単位：箇所、人)

		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
I型	実施箇所数	1	2	2	2	2	2
	実利用者数	132	352	246	370	380	390
II型	実施箇所数	1	1	0	0	0	0
	実利用者数	34	34	0	0	0	0

《事業の内容》

基礎的事業として、創作的活動、生産活動の機会の提供等、社会との交流促進の支援を行う事業を実施します。

また、基礎的事業に加え、地域活動支援センターI型では、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進の啓発事業等を実施します。

地域活動支援センターII型では、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを実施します。

《実施に関する考え方と見込量確保のための方策》

○地域活動支援センターI型は、東大和市地域生活支援センターウエルカムで精神障害者を対象に、平成28年10月に開設した東大和市総合福祉センターは～とふるで身体・知的障害者を対象に実施しています。

○同II型は、市立みのり福祉園で身体障害者を対象に実施していましたが、平成28年10月に総合福祉センターに移行し、廃止しました。

○I型事業を、ウエルカム及びは～とふるで平成30年度以降も継続して実施します。

10 その他の事業

上記の必須事業以外の事業で、自立した日常生活、社会生活を営む上で必要な支援事業として以下の事業を実施します。

(1) 訪問入浴サービス事業

(1か月当たりの利用者数)

(単位：人)

	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
訪問入浴サービス事業	17	19	23	21	22	23

《事業の内容》

入浴困難な在宅の重度障害者に対して、週1回入浴巡回車を派遣し、組立式浴槽による入浴のサービスを実施します。

《実施に関する考え方と見込量確保のための方策》

現在実施しています。平成30年度以降も継続して実施します。

(2) 就職支度金給付事業

(年間の給付者数)

(単位：人)

	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
就職支度金給付事業	2	4	5	5	6	6

《事業の内容》

施設に入所又は通所している障害のある人が、就職等により施設を退所する場合に就職支度金を給付します。

《実施に関する考え方と見込量確保のための方策》

対象となる方に給付します。平成30年度以降も継続して実施します。

(3) 日中一時支援事業

(実施箇所数、1か月当たりの利用者数)

(単位：人)

	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
実施箇所数	8	10	9	11	11	11
実利用者数	31	36	38	44	48	52

《事業の内容》

障害のある人に対し事業者の施設等において日中一時的に排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

《実施に関する考え方と見込量確保のための方策》

平成30年度以降も継続して実施します。登録事業所の拡大に努めます。

平成28年10月に開設した東大和市総合福祉センターは～とふるで、身体障害児・者及び知的障害児・者を対象とした事業を開始しました。

また、それに合わせて通所施設利用後の時間帯にも利用できるよう4時間未満のサービス類型を創設しました。

(4) 自動車運転免許取得費助成事業

(年間の助成者数)

(単位：人)

	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
自動車運転免許取得費助成事業	2	0	3	3	3	3

《事業の内容》

自動車運転免許を取得する障害のある人に対して、運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。

《実施に関する考え方と見込量確保のための方策》

現在実施しています。平成30年度以降も継続して実施します。

(5) 自動車改造費助成事業

(年間の助成者数)

(単位：人)

	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
自動車改造費助成事業	2	2	3	3	3	3

《事業の内容》

自己の所有する自動車の操向装置及び駆動装置の改造が必要な障害のある人に対し、自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

《実施に関する考え方と見込量確保のための方策》

現在実施しています。平成30年度以降も継続して実施します。

(6) 住宅設備改善費給付事業

(年間の給付件数)

(単位：人)

	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
中規模改修	6	6	3	7	7	8
屋内移動設備設置	4	7	2	4	4	5

《事業の内容》

重度の身体障害者が日常生活の利便を図るため、その居住する家屋の住宅設備を改善した場合に、改善に要する費用を限度額内において助成します。

《実施に関する考え方と見込量確保のための方策》

重度心身障害児・者の増加に伴い利用が増えています。平成30年度以降も継続して実施します。

第6章

計画の実施と評価

第6章 計画の実施と評価

1 障害のある人の地域生活支援の仕組み

平成28年10月、市内桜が丘2丁目に東大和市総合福祉センターは〜とふるが開設しました。総合福祉センターは〜とふるは、東大和市の新たな地域福祉、障害者福祉の拠点として位置づけられ、①障害者相談支援事業、②就労生活支援センター、③生活介護事業、④就労継続支援B型・就労移行支援事業、⑤地域活動支援センター、⑥短期入所、⑦日中一時支援事業、⑧喫茶・売店、⑨多目的集会室、⑩情報交換コーナーなどの事業を実施します。総合福祉センターは〜とふるは、主に身体障害者・知的障害者の地域生活支援の役割を担う場として機能することが期待されています。

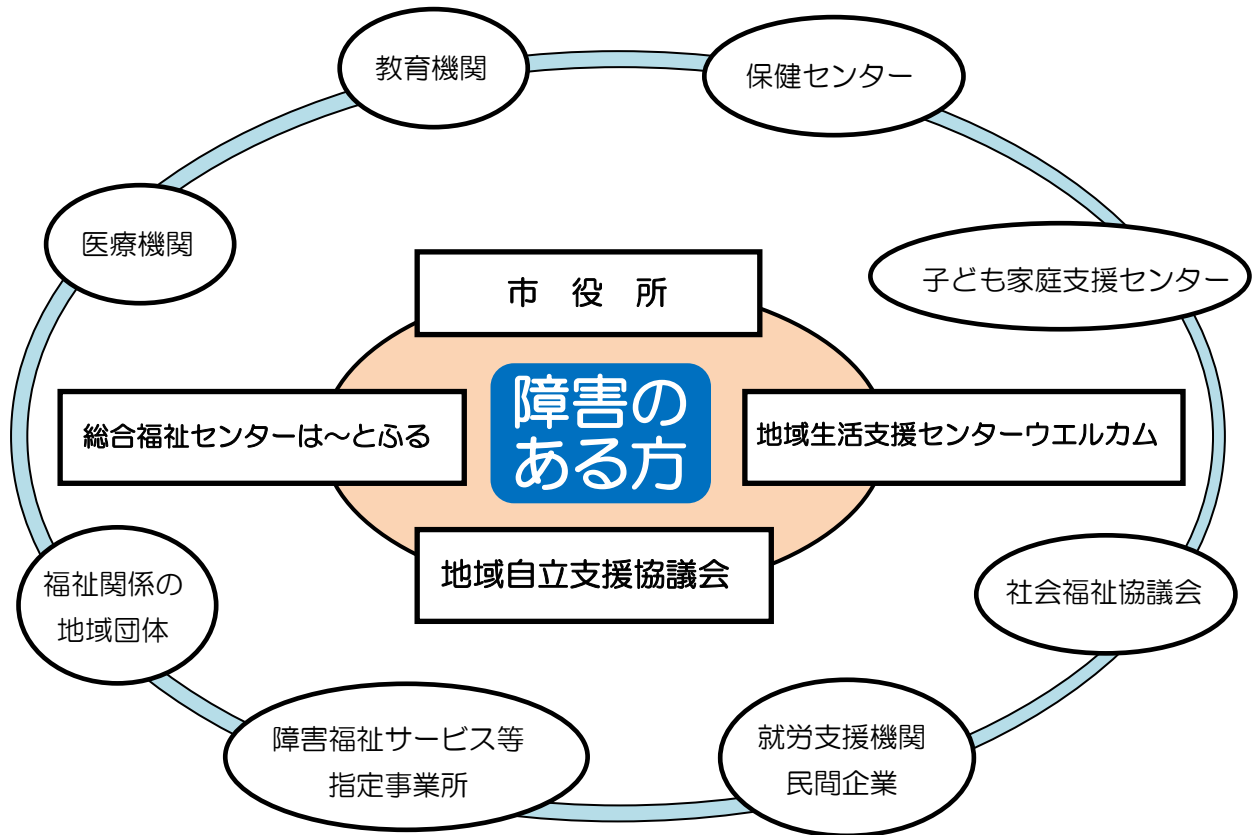
この総合福祉センターは〜とふると、障害者施策の推進を担う市役所、地域の関係団体等が一堂に会する地域自立支援協議会、精神障害者の地域生活支援を担う地域生活支援センターウエルカムが連携して、障害のある人の地域生活を支援していきます。

本計画において、整備を検討することとしている障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えた、「地域生活支援拠点」は、総合福祉センターは〜とふるや地域生活支援センターウエルカムの機能を充実し、さらに地域のさまざまな社会資源を活用して、面的な整備を図ることとしています。

2 関係機関・団体との連携

福祉、保健、医療などの関係機関、福祉活動を行う地域の団体、NPO法人、サービス事業者との連携を進め、必要に応じて連絡会議等を開催し、障害福祉サービスを必要とする障害のある人、家族等への相談支援を充実し、障害者施策の推進を図ります。

《障害者地域生活支援システムのイメージ》



市役所・地域自立支援協議会・総合福祉センターは〜とふる・地域生活支援センターウエルカムを障のある人の地域生活支援の中心的な役割を担うものと位置づけ、地域の福祉・保健・医療などの関係機関、障害福祉サービス等事業所、地域住民の方々などと連携しながら、障害のある方の地域での自立した生活を支えていくというイメージを示しました。

3 計画の評価と進行管理

計画に沿った施策の推進を図るために、計画（PLAN）、実行（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）の「PDCAサイクル」の考え方を活用し、各年度の事業の実績・進捗について、東大和市地域福祉審議会に報告し意見を聴き、計画の進行管理や評価を適正に行います。

また、障害者総合支援法の規定により、障害福祉計画を定め、または変更しようとする場合は、あらかじめ地域自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないことから、計画策定に当たっては、東大和市地域自立支援協議会の意見聴取を行います。

これらの結果を、次期計画である第5次東大和市障害者計画・第6期東大和市障害福祉計画・第2期東大和市障害児福祉計画の策定に適切に反映していくこととします。